

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年 6 月10日
【発行者名】	ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小松 薫夜
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	笹倉 里奈 （連絡場所） 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング
【電話番号】	0 3 - 6 7 3 6 - 2 0 0 0
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ＪＰＭ新興国年 1 回決算ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1 兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＪＰＭ新興国年１回決算ファンド

（愛称：あいのり年１、以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）を受託会社とする契約型の追加型株式投資信託です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、本書の各記載項目の表題部において「受益証券」と表記されている場合がありますが、上述のとおり当ファンドは原則として受益証券を発行しませんので、適宜「受益権」とお読み替えください。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

なお、当初元本は１口当たり１円です。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

なお、前記金額には、後記「（５）申込手数料」は含みません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した１口当たりの価額をいいます。

なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（１万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（１万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

（５）【申込手数料】

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率^{*}は、3.85%（税抜3.5%）が上限となっています。

^{*} 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」または「税」といいます。）を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

分配金再投資契約^{*}に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

^{*} 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「分配金再投資」とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差し引いた後、自動的に当ファンドに再投資するものをいいます。

（６）【申込単位】

収益分配金の受取方法により、２つのコースがあります。

・ 「分配金受取りコース」^{*}・・・収益の分配時に収益分配金をお受け取りになれます。

・ 「分配金再投資コース」^{*}・・・収益分配金が税引き後、再投資されます。

^{*} 「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」については、販売会社によってはそれぞれ別の名称を使用する場合があります。

「分配金再投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で分配金再投資契約を締結します。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定めるものとします。

ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、１円以上１円単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年６月11日から2026年６月10日までとします。

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金^{*}を当該販売会社に支払うものとします。取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

^{*} 「取得申込代金」とは、申込金（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額をいいます。

（１０）【払込取扱場所】

投資者は、申込みの販売会社に取得申込代金を支払うものとします。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社 証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

申込証拠金はありません。申込金には利息はつきません。

日本以外の地域における受益権の発行はありません。

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金および換金代金は、社振法および前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

（イ）ファンドの目的

当ファンドは、以下の2つのマザーファンド^{*1}の受益証券を通じて、現地通貨建て新興国^{*2}ソブリン債券^{*3}等に80%、B R I C S 5^{*4}の株式等に20%投資することを基本組入比率とし、市場見通しに応じて基本組入比率から概ね±10%の範囲で随時調整することにより、安定的かつ高水準の配当等収益^{*5}を確保し、信託財産の中長期的な成長を目指すことを目的として運用を行います。

G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（以下「新興国債券マザーファンド」という場合があります。）

G I M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（以下「B R I C S 5株式マザーファンド」という場合があります。）

（後記「2 投資方針（1）投資方針」をご参照ください。）

*1 「マザーファンド」とは、受益者から投資された資金をまとめた「ベビーファンド」の投資先となる「親投資信託」で、ベビーファンドはマザーファンドを通じてその実質的な運用が行われる仕組みとなります。マザーファンド全てを総称して、または各々を「マザーファンド」という場合があります。

*2 「新興国」とは、国内経済が成長過程にあると判断される国をいいます。例えば、ポーランド、南アフリカ、ブラジル、メキシコ、インドネシア等です。

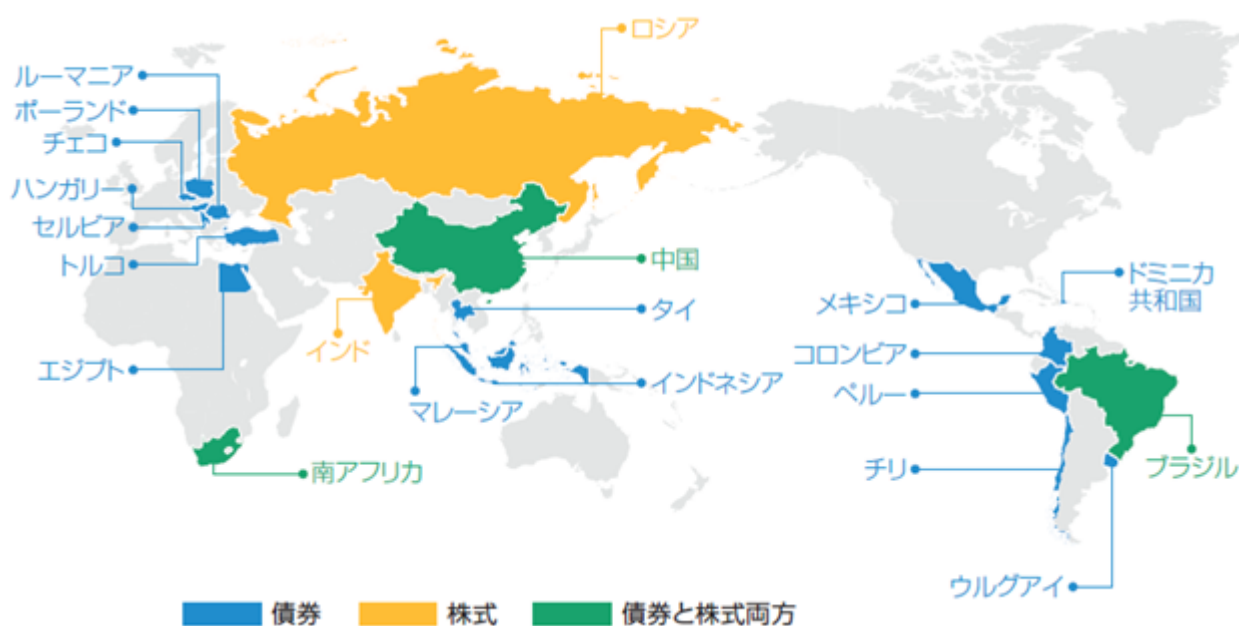
新興国債券マザーファンドでは、運用委託先（後記（二）ファンドの特色）をご参照ください。以下同じ。）が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます。

*3 「現地通貨建て新興国ソブリン債券」とは、政府機関により発行され、新興国の政府または政府機関が、その国の通貨建てで発行する債券です。「政府機関が発行する債券」とは、元本および利息の支払いについて政府保証の付いた債券をいいます。

*4 「B R I C S 5（ブリックス・ファイブ）」とは、B R I C S 5株式マザーファンドの投資対象国（Brazil、Russia、India、ChinaおよびSouth Africa）の頭文字を組み合わせたもので、ブラジル、ロシア、インド、中国に南アフリカを加えた中長期的に高い経済成長が期待される新興5カ国を指します。本書では「B R I C S 5」を当該マザーファンドの投資対象国を表す言葉として用いる場合があります。

*5 「配当等収益」とは、配当金、利金、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいい、各マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドの信託財産に帰属するとみなされる額（各マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドごとにその信託財産の純資産総額に対する当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額。）を含みます。

< 2つのマザーファンドにおける投資対象国（2025年3月末現在）>



出所：J．P．モルガン・アセット・マネジメント

前図は、当ファンドが2つのマザーファンドを通じて投資している国を記載しています。

マザーファンドの投資対象国は将来変更されることがあります。

（ロ）信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

（ハ）基本的性格

一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類^{*1} - 追加型投信 / 海外 / 資産複合

属性区分^{*2} - 投資対象資産：その他資産（投資信託証券（資産複合（資産配分変更型（債券、株式））））^{*3}

^{*3} 各マザーファンドへの投資を通じて、債券および株式に実質的に投資し、その組入比率は一定の比率に固定されていないため、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（資産複合（資産配分変更型（債券、株式））））と記載しています。当ファンドの投資対象資産の詳細については、後記「2 投資方針（1）投資方針（ロ）当ファンドの投資態度」、また各マザーファンドについては、後記「（二）ファンドの特色 各マザーファンドの特徴」をご参照ください。

決算頻度：年1回

投資対象地域：エマージング

投資形態：ファミリーファンド

為替ヘッジ^{*4}：なし

^{*4} 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

* 1 商品分類の定義（一般社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
資産複合	目論見書または信託約款において、債券、株式などの複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの。

* 2 属性区分の定義（一般社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（資産配分変更型（債券、株式））））：目論見書または信託約款において、親投資信託への投資を通じて、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載がないもの。なお、投資対象としている資産は債券および株式です。
決算頻度	年１回： 目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	エマージング： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファミリーファンド： 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
為替ヘッジ	なし： 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

（注）前記の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）一般社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単 位 型	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資産 複合(資産配分変更型 (債券、株式))))) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年 1 回	グローバル (日本を含む)		あり () なし
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米	ファミリーファンド	
	年 6 回 (隔月)	欧州	ファンド・オブ・ ファンズ	
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
	その他 ()	中南米		
		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、
一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

ＨＰアドレス：<https://www.toushin.or.jp/>

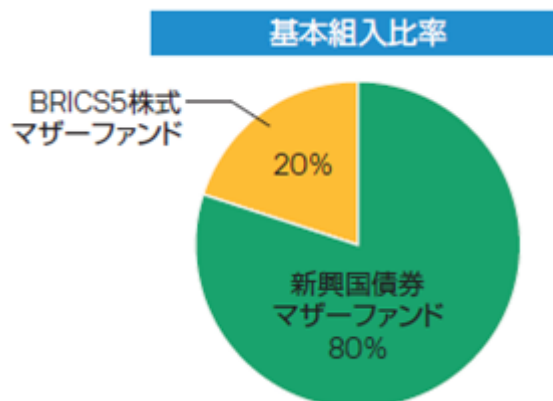
（二）ファンドの特色

現地通貨建て新興国ソブリン債券等を投資対象とする新興国債券マザーファンドおよびBRICS5の株式等を投資対象とするBRICS5株式マザーファンドを投資対象とし、安定的かつ高水準の配当等収益を確保しつつ、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

新興国債券マザーファンドを80%、BRICS5株式マザーファンドを20%組み入れることを基本組入比率とします。

各マザーファンドの投資対象市場に対する見通しに応じて、基本組入比率から概ね±10%の範囲で随時調整します。

（注）資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、基本組入比率から概ね±10%の範囲を超えた調整を行うことがあります。



当ファンドの運用はファミリーファンド方式^{*}により、マザーファンドを通じて行います。

^{*} 「ファミリーファンド方式」とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みをいいます。



各マザーファンドの特徴

■ G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

- （a）安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつ信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
- （b）主要投資対象は、新興国の現地通貨建てのソブリン債券です。
- （c）新興国のソブリン債券のほか、当マザーファンドの純資産総額の20%を上限に、ソブリン債券以外の新興国に所在する発行体の債券を投資対象とします。

ボンドコネクト^{*}を通じて中国本土で発行された債券に投資することがあります。

^{*} 後記「3 投資リスク（1）リスク要因 ■ G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」をご参照ください。

- （d）前記（b）・（c）の債券のほか、一つまたは複数の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限りません。またその場合、当該債券の発行体の格付^{*}は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関^{*}が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。なお、当該債券への投資は、当マザーファンドの純資産総額の50%未満とします。

^{*} 「格付」とは、債券の元本・利息の支払いの確実性の度合いを一定の指標で表したものをいいます。「格付機関」とは、債券の発行体の財政状況等を総合的に分析判断し格付を付与する企業をいいます。S & Pグローバル・レーティング（以下「S & P社」といいます。）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」といいます。）等の格付機関は、債券について、その元本・利息の支払いの確実性の度合いを一定の指標で表した、格付を付与します。

(e) 投資対象とする債券は、主に当該債券発行国（なお、前記（d）の仕組債に関しては、反映対象の信用リスクまたは収益率にかかる発行体の所在国とします。）の現地通貨に基づく運用成果が得られるものとし、当マザーファンドの純資産総額の75%以上をそのような債券に投資します。

(f) 投資する債券の平均格付は、BB - 格（S & P社^{*}）またはBa3格（ムーディーズ社^{*}）相当以上に維持します。

平均格付の算出にあたり、個々の債券の銘柄が前記の各格付機関から異なる格付を得ている場合は、最も高い格付により判断し平均を算出します。

前記のいずれの格付機関からも格付を得ていない債券にも投資する場合がありますが、当該債券に投資した場合の平均格付は、当マザーファンドの運用委託先の判断により当該債券をS & P社またはムーディーズ社の格付にあてはめたとうえで算出します。

^{*} 当該格付機関のグループ会社を含みます。

(g) 円貨に対する為替ヘッジは行いません。

当マザーファンドは外貨建ての債券等に投資するため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する（円安となる）場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する（円高となる）場合に投資成果にマイナスとなります。

なお、保有する債券について、円以外の通貨に対する為替ヘッジも原則として行いませんが、市況に応じて当マザーファンドの運用委託先が必要と判断した場合は、外貨建資産について、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に外国為替予約取引（直物為替先渡（NDF）取引^{*}を含みます。）を行うことがあります。

^{*} 「直物為替先渡（NDF）取引」とは、新興国等の取引規制が多く流動性が低い通貨の受渡しを行わず、取引レートと決済レートとの差額を米ドル等の主要通貨によって決済する為替取引のことをいいます。

(注) 資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、前記にしたがった運用が行えないことがあります。

■ G I M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）

(a) 信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

(b) B R I C S 5 カ国のいずれかで上場または取引されている株式に主として投資します。なお、当該株式にはその預託証券^{*}を含みます。

^{*} 「預託証券」とは、ある国の企業の株式を国内の別市場または国外で流通させるために、その株式を銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されます。

ストックコネクト^{*}を通じて中国のA株に投資することがあります。中国のA株とは、主な投資家として中国居住者を想定しているものですが、現在では一定の条件下で一部の外国投資家（適格外国機関投資家）にも投資が認められているものです。

^{*} 後記「3 投資リスク（1）リスク要因 ■ G I M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）」をご参照ください。

(c) 前記（b）の株式等の他B R I C S 5 カ国から売上または利益の大半を得ていると当マザーファンドの運用委託先^{*}が判断する企業の株式にも投資します。なお、当該株式にはその預託証券を含みます。

^{*} 当マザーファンドの運用委託先は、後記をご参照ください。

(d) 前記（b）・（c）の株式に連動する投資成果を得ることを目的とするカバード・ワラントおよび株価連動社債^{*}に、一定の範囲内において投資することがあります。

^{*} 「カバード・ワラント」とは、オプション（ある原資産について、あらかじめ決められた将来の一定の日または期間において、一定のレートまたは価格で取引する権利）を証券化したものをいい、「株価連動社債」とは、ある株式（複数の銘柄の場合を含みます。）の価格に連動する投資成果を得ることを目的として組成される社債をいいます。

（ｅ）ＢＲＩＣＳ５に各20%ずつ投資することを基本とします。

20%を基本に、当マザーファンドの運用委託先の判断に基づいて±10%の範囲内で資産配分比率の調整を行います。

（注）資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、±10%の範囲を超えた資産配分比率の調整を行うことがあります。

（ｆ）株式の組入比率には制限を設けず、原則として株式の組入比率は高位に保ち^{*1}、積極的な運用を行います。

*1 経済事情や投資環境の急変等が起きた場合は、一時的に株式へのエクスポージャー^{*2}を引き下げることがあります。その場合、市況環境等により先物取引の売建てを使用することがあります。

*2 「株式へのエクスポージャー」とは、株価変動リスクにさらされている度合いをいいます。（株価変動リスクについては、後記「3 投資リスク（1）リスク要因 ■ G I M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）」をご参照ください。）

（ｇ）円貨に対する為替ヘッジは行いません。

当マザーファンドは外貨建ての株式等に投資しますが、為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する（円安となる）場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する（円高となる）場合に投資成果にマイナスとなります。

（注）資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、前記にしたがった運用が行えないことがあります。

原則として、為替ヘッジは行いません。

当ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建て資産に投資しますが、原則として円貨に対する為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する（円安となる）場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する（円高となる）場合に投資成果にマイナスとなります。

なお、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合には、委託会社の判断により当ファンドにおいて為替ヘッジを行うことがあります。

Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメント^{*}のグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

- ・ ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド（英国法人）に、当ファンドにおいて各マザーファンドの受益証券を組入れる比率を決定する権限を委託します。
- ・ 各マザーファンドにおいて、以下のとおり運用を委託します。

マザーファンド	運用委託先
G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）	Ｊ．Ｐ．モルガン・インベストメント・マネージメント・インク [*] （米国法人） （以下「ＪＰＭＩＭ社」という場合があります。）
G I M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）	ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド [*] （英国法人）

* Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントは、ＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。ＪＰＭＩＭ社、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドおよび委託会社は、Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

（注）資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、前記にしたがった運用が行えないことがあります。

< 追加的記載事項 >

ロシアのウクライナ侵攻により、ロシアの株式および預託証券^{*}の取引について、以下のような事象が生じています。

＊ 前記「各マザーファンドの特徴 ■ G I M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）」をご参照ください。（以下同じ。）

- ・ モスクワ証券取引所において、ロシアの非居住者による株式の取引が停止されていること。
- ・ 各国の取引所において、ロシアの預託証券の取引が停止されていること。

前記の事象により、B R I C S 5 株式マザーファンドの運用を継続するための一時的な措置として、B R I C S 5 株式マザーファンドにおけるロシアの株式および預託証券の保有比率を売却や評価減により大幅に削減し、基本配分比率およびその調整範囲を満たしていない状況となっています。現在、新たにロシアの株式および預託証券に投資することは困難な状況であり、今後、前記取引の再開や市場の流動性の回復次第では、B R I C S 5 株式マザーファンドが保有しているすべてのロシアの株式および預託証券を一時的に売却する可能性があります。また、B R I C S 5 株式マザーファンドが保有しているロシアの株式および預託証券については、取引が停止されていることにより流動性が失われているため価額はゼロで評価しています。

なお、前記の事象が今後も長期にわたり続く場合、ロシアの株式および預託証券への投資について、困難な状況が続くことが予想されます。

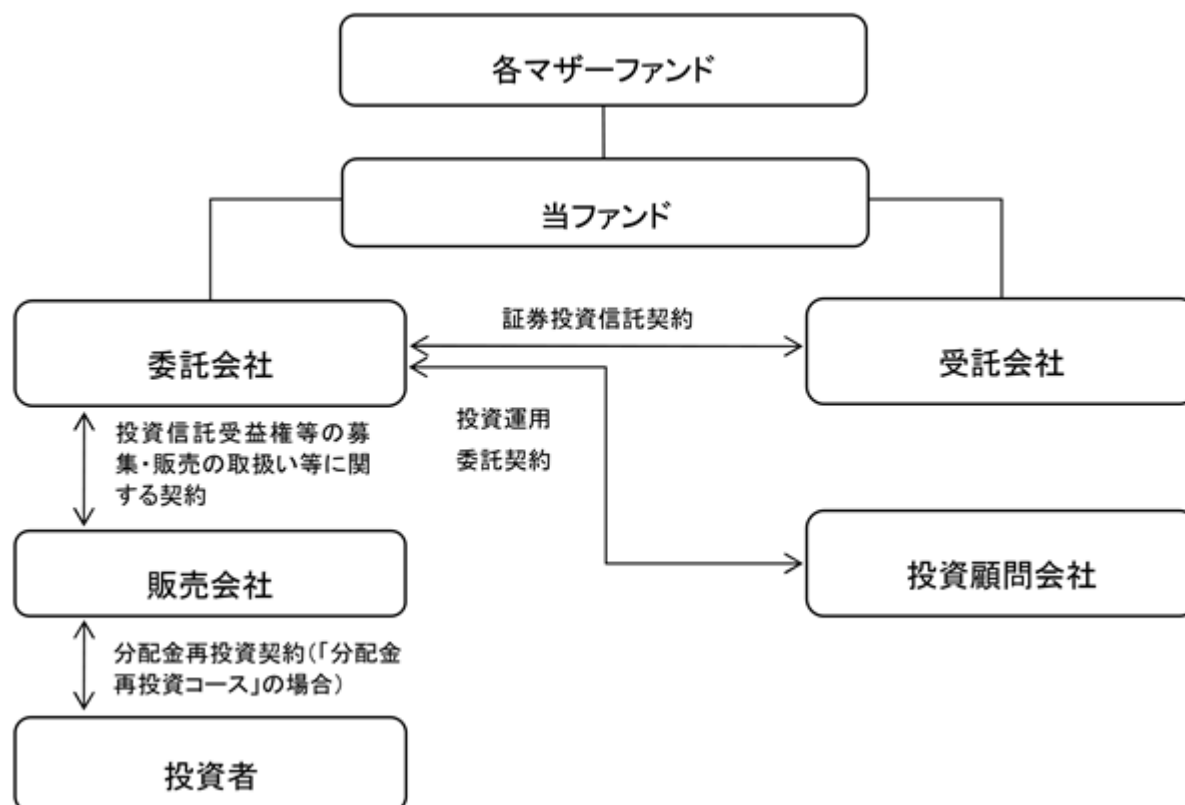
（2025年4月30日現在）

（２）【ファンドの沿革】

2005年12月28日	J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）の信託契約締結、および設定・運用開始
2006年9月21日	J P M 新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）の信託契約締結、および設定・運用開始
2015年5月29日	マザーファンドの名称変更
2018年6月25日	当ファンドの信託契約締結、および設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

（イ）仕組図



（ロ）当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に規定する事項を記載した書面（以下「運用報告書（全体版）」といいます。）および同法同条第2項に規定する事項を記載した書面（以下「交付運用報告書」といいます。）をいいます。以下同じ。）の作成等を行います。

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託会社）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

Ｊ．Ｐ．モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（投資顧問会社）

委託会社との契約により、新興国債券マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当該マザーファンドの運用指図を行います。

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド（投資顧問会社）

委託会社との契約により、ＢＲＩＣＳ５株式マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当該マザーファンドの運用指図を行います。

また、委託会社との契約により、委託会社から当ファンドにおける各マザーファンドの受益証券への投資比率を決定する権限の委託を受け、当該投資比率を決定します。

販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

（ハ）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（2025年４月末現在）

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第330号

設立年月日 1990年10月18日

会社の沿革

1971年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

1985年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は1987年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

1990年 ジャーディン・フレミング投信株式会社（委託会社）設立

1995年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

2001年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

2006年 ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2008年 ＪＰモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

大株主の状況（2025年４月末現在）

名 称	住 所	所有株式数 （株）	比率 （％）
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク	米国デラウェア州	56,265	100

2【投資方針】

（１）【投資方針】

（イ）当ファンドの運用方針

当ファンドは、主として２つのマザーファンドの受益証券に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益を確保しつつ、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

（ロ）当ファンドの投資態度

当ファンドの純資産総額に対し、新興国債券マザーファンドの受益証券を80％、ＢＲＩＣＳ５株式マザーファンドの受益証券を20％組入れることを基本組入比率とし、当該マザーファンドそれぞれの投資対象市場に対する見通しに応じて、当該比率から概ね±10％の範囲で随時調整します。

当ファンドは、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドに、当ファンドにおける各マザーファンドの受益証券への投資比率を決定する権限を委託します。ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドのエマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チーム^{*1}（以下「ＥＭＡＰ」といいます。）に所属するマクロ・ストラテジストは、トップダウン・アプローチ^{*2}による定量分析^{*3}と定性分析^{*3}を組み合わせたファンダメンタル分析^{*4}を行うことで、新興国市場の債券および株式について、今後の成長性の分析を行います。同チームのポートフォリオ・マネジャーはマクロ・ストラテジストの分析を基に、各マザーファンドを比較してそれぞれの市場の成長性を判断しその受益証券への投資比率を決定します。当ファンドにおいて、実際にマクロ・ストラテジストが行うファンダメンタル分析^{*4}は、新興国市場の株式・債券の価格についての成長性の分析が主なものであり、具体的には以下のような項目に着目して当該分析を行います。

- ・ 新興国の経済成長率やインフレ率
- ・ 新興国の政策金利と国債の利回り曲線
- ・ 新興国株式市場と新興国債券市場との比較

*1 「Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメント内で横断的に構成された、新興国および日本を含むアジア太平洋地域の各国への投資を担当するチームです。（以下同じ。）合わせて、後記「（３）運用体制」をご参照ください。

*2 「トップダウン・アプローチ」とは、投資銘柄を選定する際等における、経済・市場動向の予測・分析等の手法をいいます。

*3 「定量分析」とは、定量化できるデータに基づいて安全性、収益性、成長性等を分析することをいいます。また「定性分析」とは、市場の成熟度や政情安定度等、数値に表すことができない事象に基づいて投資対象の安全性、収益性、成長性等を分析することをいいます。

*4 「ファンダメンタル分析」とは、経済の基礎的条件である経済成長率、物価上昇率、国際収支等を分析して、現時点の実際の株式と債券の価値が、理論的価値と比較して相対的に割安であるか割高であるかを判断する分析手法のことをいいます。

当ファンドにおける資金流出入等^{*}は全額、新興国債券マザーファンドの受益証券を取得または一部解約することにより対応します。これにより、資金流出入等の金額によっては、各マザーファンドの受益証券の組入比率が一時的に基本組入比率から概ね±10%の範囲を超えて乖離する場合があります。また、資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、各マザーファンドの受益証券の組入比率を基本組入比率から概ね±10%の範囲を超えて調整することがあります。

* 「資金流出入等」とは、当ファンドの追加設定、一部解約、ならびに信託報酬等および諸経費の支弁を意味します。詳しくは、信託約款「運用の基本方針等 ２．運用方法 （２）投資態度」をご参照ください。

当ファンドにおける為替ヘッジについて

経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社の運用商品管理部門に所属するポートフォリオ・マネジャーがＪ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントの為替部門からの情報を参考に当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッド^{*}（香港法人）またはＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドの為替取引担当部門に所属する為替取引担当者が為替ヘッジのための外国為替予約取引を執行します。

* ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドは、Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、前記にしたがった運用が行えないことがあります。

（ハ）マザーファンドの投資態度

各マザーファンドにおける運用のプロセスは、次のとおりです。

■ G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

当マザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託を受けた J P M I M社は、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

なお、資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、以下にしたがった運用が行えないことがあります。

新興国各国の財政状況、財政政策、金融政策、マクロ経済指標等の各国個別の要因、および世界経済の成長性、主要国の金融政策等のグローバル要因に関する情報をもとに、債務を返済する能力、経済改革の進展度合い、総合的な信用力等、新興国の信用力を分析します。

前記 で分析された各国の信用力に債券の市場価格（利回り）を考慮したうえで、各国市場への資金の流入、市場間の連動性等の市場要因を加味して検討し、国別配分を決定します。具体的には、割安と判断する国（信用力から見て利回りが高い国）の債券を多く組入れます。

割安度、流動性等を勘案し、投資銘柄を選定します。その際、当マザーファンドの運用を担当するグローバル債券運用グループ^{*}に属するエマージング債券運用チーム^{*}は、他の運用グループまたは他の運用チームからの銘柄情報の提供を受けます。

^{*} 詳しくは、後記「（３）運用体制（ロ）マザーファンドの運用体制 ■ G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」をご参照ください。

前記 および の結果を踏まえ選定した銘柄に投資します。投資する債券の75%以上は、新興国の現地通貨に基づく運用成果が得られるものとします。また、投資する債券の格付の平均は、B B - 格（S & P社）またはB a 3 格（ムーディーズ社）相当^{*}以上となるようにします。その際、構築したポートフォリオ全体において、信用リスク、金利変動リスク等が適切な水準となるように管理します。

^{*} 運用委託先の判断により、格付を得ていない債券に投資する場合があります。投資対象となる債券の格付については、前記「１ ファンドの性格（１）ファンドの目的及び基本的性格（二）ファンドの特色 各マザーファンドの特徴 ■ G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）（f）」をご参照ください。

（E S G^{*}投資について）

運用委託先は、当マザーファンドの運用プロセスの一環として、財務的に重要な環境、社会、ガバナンス面（企業統治）（E S G）の要素を組み入れています（これらの要素の運用プロセスへの組み入れを「E S Gインテグレーション」といいます。以下同じ）。E S Gインテグレーションは、銘柄分析と投資判断にE S Gの要素を体系的に統合するものです。運用プロセスの一環として、運用委託先のポートフォリオ・マネジャーは、環境、社会、ガバナンス面の各要素が、当マザーファンドの投資対象の発行会社または国・地域等の発行体に与える影響を評価します。運用委託先のポートフォリオ・マネジャーは、各業界の主要な投資機会とリスクを分析することで、発行会社等にかかるE S Gの要素のうち財務的に重要性が高い要因を特定し、当該会社等との対話に役立つ重要な問題を確認します。これらの評価は決定的なものではなく、これらの要素により悪影響を受ける可能性のある発行会社または国・地域等の発行体の有価証券に投資を行い保有することがあります。一方、当マザーファンドは、これらの要素によりプラスの影響を受ける可能性のある発行会社または国・地域等の発行体の有価証券であっても、それらを売却することや投資しないことがあります。特に、E S Gインテグレーションは、当マザーファンドの投資目的を変更するものではなく、特定の業種や企業を除外したり、当マザーファンドの投資対象を制限したりするものでもありません。当マザーファンドは、特定の種類の企業もしくは投資対象を除外したい、または特定のE S G目標を実現するファンドを探している投資家のために設計されているものではありません。

* 「E S G」とは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を合わせたものをいいます。

当マザーファンドにおいて、外貨建資産について、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするため、機動的に外国為替予約取引（直物為替先渡（N D F）取引を含みます。）を行うことがあります。

当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、J P M I M社の為替部門から提供された通貨に関する市場動向の情報を勘案し、為替ヘッジにかかる投資判断（ヘッジ対象となる通貨を含みます。）を行います。J P M I M社の為替部門は、その投資判断に基づき、外国為替予約取引（直物為替先渡（N D F）取引を含みます。）を行います。

■ G I M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

当マザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託を受けたJ P モルガン・アセット・マネジメント（U K）リミテッドは、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

なお、資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、以下にしたがった運用が行えないことがあります。

E M A P^{* 1}において、マクロ・ストラテジスト^{* 2}が行う各国市場におけるバリュエーション分析^{* 3}、カントリーリスク分析^{* 3}、通貨分析^{* 3}等に基づき、政治情勢や市場の成熟度等も考慮して、マクロ・ストラテジストおよびポートフォリオ・マネジャーが、B R I C S 5カ国および新興国株式市場全体に対するB R I C S 5カ国の相対的な投資魅力度について議論します。その結果として、B R I C S 5カ国の相対的な魅力度に応じ、5段階の国別評価（1＝最も魅力的、5＝最も魅力的でない）に分類します。当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、分類された国別評価を参考として基本資産配分^{* 4}からの乖離度（アクティブ・ウェイト）の方向性を確認します。

* 1 後記「（3）運用体制（ロ）マザーファンドの運用体制 ■ G I M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）」をご参照ください。

* 2 「マクロ・ストラテジスト」とは、経済環境や相場環境等様々な視点から投資環境を分析し、投資方針を提供する者をいいます。

* 3 「バリュエーション分析」とは、企業の利益、資産等の企業価値に対し、株価が相対的に割安か割高かの分析をいいます。

「カントリーリスク分析」とは、国の信用力についての分析をいいます。

「通貨分析」とは、通貨の魅力度についての分析をいいます。

* 4 当マザーファンドにおいては、B R I C S 5カ国に各20%ずつ投資することを基本とし、これを「基本資産配分」といいます。

J . P . モルガン・アセット・マネジメントの各運用拠点に在籍する、各地域のB R I C S 5カ国を含めた新興国株式を担当するアナリストが、現地に密着した企業の調査を行います。

（a）アナリストは、次の2つの視点から各企業の分析を行います。

- ・ 定性的な投資魅力度（企業の持続的成長力）：業種内での競争力、利益成長や資本構成、経営者の質、配当政策、内部統制等のコーポレート・ガバナンス（企業統治）面
- ・ 株価の長期的な視点からの割安度・割高度：業界全体の動向、利益成長、配当、情報の量・質をふまえた株価バリュエーションの絶対的・相対的な割高・割安感、通貨価値等

（b）前記（a）の分析に基づいて、アナリストは、事業の投資魅力度を評価し、各企業を格付けします。

当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーが、前記 で確認した基本資産配分からの乖離度の方向性および前記 で行った個別銘柄分析の結果を踏まえて、当マザーファンドのポートフォリオを構築します。その際、業種分散や流動性等の観点からポートフォリオ全体のリスクを総合的に勘案して組入銘柄およびその比率を決定し、その結果国別配分が決定されます。また、組入銘柄およびその比率の決定の際には、Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントの各社において、マザーファンドの投資対象国であるＢＲＩＣＳ５カ国のそれぞれを担当するポートフォリオ・マネジャーの意見も参考とします。なお、組入銘柄については、上位に格付けされた銘柄を中心としますが、市場環境や売買のタイミング、流動性等の理由により、格付けが上位の銘柄の非保有や、格付けが下位の銘柄の保有が生じる場合があります。

当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオの構築にあたり、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合に、株式組入れ比率を落とすべきかを判断し、必要に応じてキャッシュ比率を引き上げます。

（ＥＳＧ^{*}投資について）

運用委託先は、当マザーファンドの運用プロセスの一環として、財務的に重要な環境、社会、ガバナンス面（企業統治）（ＥＳＧ）の要素を組み入れています（これらの要素の運用プロセスへの組み入れを「ＥＳＧインテグレーション」といいます。以下同じ）。ＥＳＧインテグレーションは、銘柄分析と投資判断にＥＳＧの要素を体系的に統合するものです。運用プロセスの一環として、運用委託先のポートフォリオ・マネジャーは、環境、社会、ガバナンス面の各要素が、当マザーファンドの投資対象の発行会社または国・地域等の発行体に与える影響を評価します。運用委託先のポートフォリオ・マネジャーは、各業界の主要な投資機会とリスクを分析することで、発行会社等にかかるＥＳＧの要素のうち財務的に重要性が高い要因を特定し、当該会社等との対話に役立つ重要な問題を確認します。これらの評価は決定的なものではなく、これらの要素により悪影響を受ける可能性のある発行会社または国・地域等の発行体の有価証券に投資を行い保有することがあります。一方、当マザーファンドは、これらの要素によりプラスの影響を受ける可能性のある発行会社または国・地域等の発行体の有価証券であっても、それらを売却することや投資しないことがあります。特に、ＥＳＧインテグレーションは、当マザーファンドの投資目的を変更するものではなく、特定の業種や企業を除外したり、当マザーファンドの投資対象を制限したりするものでもありません。当マザーファンドは、特定の種類の企業もしくは投資対象を除外したい、または特定のＥＳＧ目標を実現するファンドを探している投資家のために設計されているものではありません。

* 「ＥＳＧ」とは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を合わせたものをいいます。

当マザーファンドにおいては、為替ヘッジは一切行いません。

<当ファンドまたは各マザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容、および当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置>

委託会社および運用委託先（以下「委託会社等」という場合があります。）は、当ファンドまたは各マザーファンドにおいて、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行うことがあり、それらの内容は後記の「ＪＰモルガン・アセット・マネジメントにおける利益相反の開示について」をご覧ください。委託会社等は、当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置として、社内規程等を制定してそれにしたがった管理を行うとともに、社内規程等の遵守状況についてモニタリングを必要に応じて行っています。

（２）【投資対象】

（イ）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（前記イに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（前記イまたはロに該当するものを除きます。）

２．為替手形

（ロ）委託会社は、信託金を、前記（イ）の資産のうち、主として、新興国債券マザーファンドおよび B R I C S 5 株式マザーファンドの受益証券、および次の有価証券に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。以下同じ。）

６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。以下同じ。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。以下同じ。）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。以下同じ。）

９．特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。以下同じ。）

１０．コマーシャル・ペーパー

１１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

１２．特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。以下同じ。）

１３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１から12までの証券または証書の性質を有するもの

１４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。ただし、各マザーファンドの受益証券を除きます。）

１５．投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

１６．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。以下同じ。）

１７．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま。以下同じ。）

１８．預託証券（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。以下同じ。）

１９．外国法人が発行する譲渡性預金証書

２０．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。以下同じ。）

２１．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

２２．外国の者に対する権利で21の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書ならびに13および18の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券ならびに13および18の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14および15の証券を以下「投資信託証券」といいます。

（ハ）委託会社は、信託金を、（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．コール・ローン
- 3．手形割引市場において売買される手形
- 4．金銭債権（前記（ロ）に掲げる有価証券または1から3もしくは5に掲げるもののいずれかに該当するものを除きます。）
- 5．金融商品取引法第2条第2項各号に規定する有価証券

（ニ）前記（ロ）の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を主として前記（ハ）（5を除きます。）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

（参考）マザーファンドの投資対象

G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（イ）当マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）信託約款（以下「新興国債券マザーファンド信託約款」といいます。））

- 1．次に掲げる特定資産

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい（以下同じ。）、次に掲げるものに限り、）にかかる権利

- （1）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法施行前の旧証券取引法（以下「旧証取法」といいます。）第2条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- （2）有価証券オプション取引（旧証取法第2条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- （3）外国市場証券先物取引（旧証取法第2条第23項に定める外国市場証券先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- （4）有価証券店頭指数等先渡取引（旧証取法第2条第25項に定める有価証券店頭指数等先渡取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- （5）有価証券店頭オプション取引（旧証取法第2条第26項に定める有価証券店頭オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- （6）有価証券店頭指数等スワップ取引（旧証取法第2条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- （7）金融先物取引（金融商品取引法施行前の旧金融先物取引法第2条第1項に定める金融先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- （8）金融デリバティブ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第14号に定める金融デリバティブ取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- （9）外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）において行われる有価証券先物取引（旧証取法第2条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。以下同じ。）と類似の取引にかかる権利

- 2．為替手形

（ロ）委託会社（当マザーファンドの運用委託先を含みます。）は、信託金を、前記（イ）の資産のうち主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同じ。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券および新株予約権証券
- １１の２．特定目的信託の受益証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１から１１の２までの証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１０号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- １４．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第１１号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- １５．外国貸付債権信託受益証券
- １６．オプションを表示する証券または証書
- １７．預託証券
- １８．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- １９．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１４号で定めるものをいいます。）
- ２０．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第１６号で定めるものをいいます。）
- ２１．外国の者に対する権利で１９および２０の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書ならびに１２および１７の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券ならびに１２および１７の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、１３および１４の証券を以下「投資信託証券」といいます。

（ハ）委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第１４号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で５の権利の性質を有するもの

（二）前記（ロ）の規定にかかわらず、当マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記（ハ）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

G I M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）

（イ）当マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（G I M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）信託約款（以下「B R I C S 5 株式マザーファンド信託約款」といいます。））

1．次に掲げる特定資産

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（次に掲げるものに限ります。）にかかる権利

（１）有価証券指数等先物取引にかかる権利

（２）有価証券オプション取引にかかる権利

（３）外国市場証券先物取引にかかる権利

（４）有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利

（５）有価証券店頭オプション取引にかかる権利

（６）有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利

（７）金融先物取引にかかる権利

（８）スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第４条第５号に規定するものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

（９）外国金融商品市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利

ハ．金銭債権（前記イもしくはロまたは後記二に該当するものを除きます。）

二．約束手形（前記イに該当するものを除きます。）

2．為替手形

（ロ）委託会社（当マザーファンドの運用委託先を含みます。）は、信託金を、前記（イ）の資産のうち主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同じ。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券

6．特定目的会社にかかる特定社債券

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券

9．特定目的会社にかかる優先出資証券

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１から11までの証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券

14．投資証券または外国投資証券

15．外国貸付債権信託受益証券

16．オプションを表示する証券または証書

17．預託証券

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券

20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21．外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

（ハ）委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で５の権利の性質を有するもの

（ニ）前記（ロ）の規定にかかわらず、当マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記（ハ）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

（イ）当ファンドの運用体制

当ファンドにおいて、各マザーファンドの受益証券の投資比率を決定する権限をＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドに委託します。同社内のＥＭＡＰが当該投資比率の決定を担当します。

ＥＭＡＰ（約140名）のポートフォリオ・マネジャーが、同グループのマクロ・ストラテジストから提供されるＢＲＩＣＳ５カ国を含む新興国の株式・債券の成長性等の分析をもとに、各マザーファンドの相対的な成長性を判断し、その受益証券への投資比率を決定します。

委託会社の運用商品管理部門の売買執行担当者は、前記で決定された投資比率に基づき、当ファンドにおいて各マザーファンドの受益証券の売買を執行します。

運用部門から独立した委託会社およびＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドの以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- ・ ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドのインベストメント・ダイレクターは、運用成果および当ファンドが取ったリスクが妥当な水準であるかを定期的にチェックします。
- ・ 委託会社のリスク管理部門は、各マザーファンドへの投資配分にかかる投資制限を含めた投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当ファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。

^{*} 「投資ガイドライン」とは、当ファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、2025年３月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

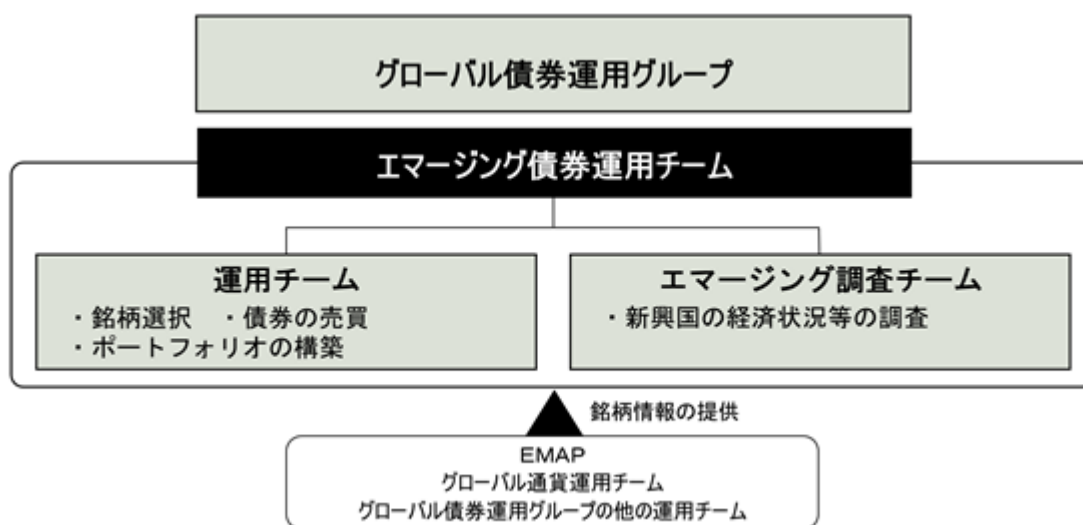
・ 為替ヘッジにかかる運用体制

当ファンドにおいては、為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等により必要な場合、委託会社の運用商品管理部門が当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、J P モルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドまたはJ P モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドの為替取引担当部門に所属する為替取引担当者が外国為替予約取引を執行します。その場合は、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

（ロ）マザーファンドの運用体制

以下の運用体制は、当ファンドの主要投資先である各マザーファンドにおけるものです。

■ G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）



当マザーファンドの運用の指図に関する権限をJ P M I M社に委託します。当マザーファンドの運用を担当するエマージング債券運用チーム（2024年12月末現在約50名）は、J P M I M社^{*}のグローバル債券運用グループに属しています。

^{*} 運用体制については、J P M I M社を含めたJ . P . モルガン・アセット・マネジメントのものを記載しています。

エマージング債券運用チームは、運用チームとエマージング調査チームにより構成されています。グローバル債券運用グループは、J . P . モルガン・アセット・マネジメントに含まれる運用会社内または運用会社間で横断的に組織され、グローバルな戦略に対する調査・分析を行っているグループです。

エマージング調査チームは、新興国の経済状況等を調査します。

当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー（エマージング債券運用チームの運用チームに所属）は、投資する銘柄を選択し、売買を執行のうえ、ポートフォリオを構築します。その際には、以下の情報等を参考にします。

- ・ エマージング調査チームの調査結果
- ・ E M A P、グローバル通貨運用チームおよびグローバル債券運用グループ内の他の運用チームからの銘柄情報

J P M I M社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- ・ インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果や当マザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、および当マザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
- ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。

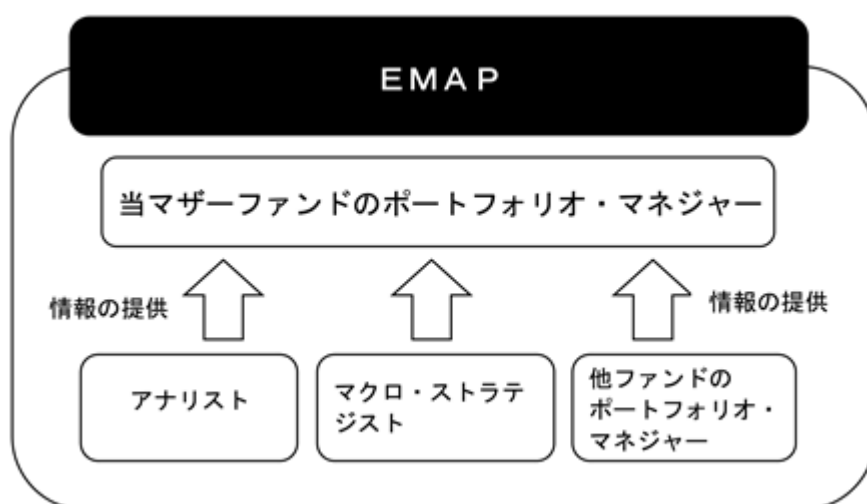
- ・ リスク管理部門は、投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

^{*} 「投資ガイドライン」とは、当マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

当マザーファンドにおいて、外貨建資産について、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替ヘッジを行う場合、ＪＰＭＩＭ社のエマージング債券運用チームのポートフォリオ・マネジャーが為替ヘッジのための投資判断を行い、ＪＰＭＩＭ社の為替部門が外国為替予約取引（直物為替先渡（ＮＤＦ）取引を含みます。）を執行します。そのヘッジ状況は、ＪＰＭＩＭ社のリスク管理部門によりモニターされます。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、2025年３月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

■ G I M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）



当マザーファンドの運用の指図に関する権限をＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド^{*}に委託します。ＥＭＡＰ（約140名）に属する、同社のポートフォリオ・マネジャーが当マザーファンドの運用を担当します。

^{*} 運用体制については、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドを含めたＪ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントのものを記載しています。

ＥＭＡＰには、当マザーファンドを含むエマージング・マーケット株式ポートフォリオの運用を行うポートフォリオ・マネジャーと、マクロ・ストラテジストおよびアナリストが所属しています。

当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー（ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド所属）は、ＥＭＡＰに所属するアナリスト、マクロ・ストラテジストおよび他のファンドのポートフォリオ・マネジャーから情報の提供を受け、当マザーファンドにおける投資判断を行います。

有価証券等の売買執行業務は、運用部門から独立しているトレーディング部門で行われます。なお、当該執行業務は、当該運用部門の拠点以外のＪ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントに所属する他の拠点で行われる場合があります。

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドにおいては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- ・ インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果や当マザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、および当マザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
 - ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
 - ・ リスク管理部門は、投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。
- ^{*} 「投資ガイドライン」とは、当マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（ハ）委託会社による、当ファンドにおける各マザーファンドの受益証券への投資比率を決定する権限の委託先および各マザーファンドの運用委託先、ならびに受託会社に対する管理体制

委託会社は、当ファンドにおける各マザーファンドの受益証券への投資比率を決定する権限の委託先および各マザーファンドの運用委託先の管理については、社内規程を定め、その規程にしたがい、運用商品管理部門が運用体制の状況や運用の基本方針に沿った運用業務の遂行の確認等を行うことにより管理しています。

また、当ファンドおよび各マザーファンドの受託会社の管理については、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しています。さらに、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しています。

（４）【分配方針】

毎計算期間終了時に、以下の方針に基づき分配を行います。

なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲

計算期間終了日における、信託約款第38条第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金等の合計額とします。

なお、分配対象額の範囲には収益調整金が含まれます。

収益分配金の分配方針

委託会社は、前記の分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益を留保した場合の留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< 参考 >

収益分配金の支払いについて

収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

「分配金再投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金に関する留意事項

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費^{*1} 控除後の配当等収益および評価益を含む売買益^{*2}）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

* 1 後記「4 手数料等及び税金」の「(3) 信託報酬等」および「(4) その他の手数料等」をご参照ください。

* 2 信託約款第38条第1項第2号をご参照ください。

(5) 【投資制限】

(イ) 信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資する株式等の範囲

A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。

投資信託証券への投資制限

A 委託会社は、信託財産に属するすべての投資信託証券（各マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額と、各マザーファンドそれぞれの信託財産に属するすべての投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額（信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下、およびにおいて同じ。）の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

B 前記Aにおいて「信託財産に属するとみなした額」とは、信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額（各マザーファンドの信託約款第8条に規定するものをいいます。以下において同じ。）に占めるすべての投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額を、すべて合計した額をいいます。

信用取引の指図範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

B 前記Aの信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる株券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券または新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券。「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。（以下同じ。）
6. 信託財産に属する新株引受権証券もしくは新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券もしくは新株予約権付社債券の新株予約権（5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

C 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産（外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）および外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とみなし保有外貨建資産（信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をすべて合計した額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産およびみなし保有外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約にかかる取引（金商品取引法第2条第20項に定めるデリバティブ取引を除きます。）を行うことの指図をすることができます。

一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する各マザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、 の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

資金の借入れ

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- C 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

- A 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利金、株式の配当金その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

信託約款第16条第1項第11号および第17号に定める有価証券にかかる取引（以下において「ワラント等取引」といいます。）を行う場合（各マザーファンドを通じて実質的にワラント等取引を行う場合を含みます。）、ならびにデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、選択権付債券売買取引を含みます。以下において同じ。）を各マザーファンドを通じて実質的に行う場合には、ワラント等取引およびデリバティブ取引（以下あわせてにおいて「デリバティブ取引等」といいます。）による投資についてのリスク量（以下において「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

（参考）マザーファンドの投資制限

各マザーファンドの信託約款は、委託会社（運用委託先を含みます。）によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額（新興国債券マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下、およびにおいて同じ。）の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲

- A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

デリバティブ取引の使用目的

デリバティブ取引（ から までの取引等をいいます。以下において同じ。）の利用はヘッジ目的に限定しません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、またはその価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、スワップ取引の契約期限が、原則として新興国債券マザーファンド信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内に全部解約が可能なスワップ取引についてはこの限りではありません。
- C スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- D 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、またはその価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第1号および第2号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。
- B 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、新興国債券マザーファンド信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- D 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

受託会社による資金の立替え

- A 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

デリバティブ取引ならびに新興国債券マザーファンド信託約款第17条第1項第11号および第16号に定める有価証券にかかる取引（以下あわせて「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

G I M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）

株式への投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資には、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

投資する株式等の範囲

- A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額（B R I C S 5 株式マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下「**純資産総額**」）において同じ。）の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- B 前記Aの信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる株券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券または新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券もしくは新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券もしくは新株予約権付社債券の新株予約権（5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- C 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにB R I C S 5 株式マザーファンド信託約款第17条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。
- B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の1および2の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の１および２の範囲で行うことの指図をすることができます。

１．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびにＢＲＩＣＳ５株式マザーファンド信託約款第17条第２項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにＢＲＩＣＳ５株式マザーファンド信託約款第17条第２項各号に掲げる投資対象で運用している額（以下２において「余資投資対象運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託財産の純資産総額から、信託財産に属する外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下において同じ。）に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が余資投資対象運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

有価証券の貸付の指図および範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の１および２の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

B 前記Ａ１および２に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

受託会社による資金の立替え

A 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

C 前記ＡおよびＢの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

有価証券先物取引等（ に定める取引をいいます。）ならびにB R I C S 5 株式マザーファンド信託約款第17条第 1 項第11号および第16号に定める有価証券にかかる取引（以下あわせて において「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下 において「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュエーション・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

（ロ）投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドにも同様の投資制限があります。）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第20項に規定するものをいい、選択権付債券売買を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引（以下「ワラント等取引」といいます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。具体的には、当ファンドにおいてワラント等取引を行う場合（各マザーファンドを通じて実質的にワラント等取引を行う場合を含みます。）、ならびにデリバティブ取引を各マザーファンドを通じて実質的に行う場合は、ワラント等取引およびデリバティブ取引による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、当ファンドの純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはワラント等取引およびデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュエーション・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの当ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

当ファンドは、各マザーファンドの受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、各マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、各マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。

なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したものではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

各マザーファンドは、主に外国の有価証券を投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。当ファンドは預貯金と異なります。

■ G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

カントリーリスク

当マザーファンドの投資対象有価証券の発行体が所在する諸国には新興国が含まれます。新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受け当マザーファンドの信託財産の価値が変動・下落することがあります。

- ・ 先進国と比較して、一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、これらに起因する諸問題が債券や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- ・ 債券・通貨市場は、規模が小さく流動性が低いため、その結果債券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。
- ・ 先進国と比較して、有価証券が取引される市場、会計基準等に関する法規制の制度や社会基盤が未整備で、財務状況等の情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なる場合があります。また、政府当局が様々の規制を一方的に導入することもあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- ・ 税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。

為替変動リスク

当マザーファンドは、主として外貨建資産に投資しますが、円貨に対する為替ヘッジは一切行いません。このため、為替相場の変動により当マザーファンドの信託財産の価値が変動します。

信用リスク

債券の発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が変動・下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。また、格付機関は、債券の発行体の信用力に変化があったと判断した場合、格付を変更することがあり、これによって当該債券の価格は変動・下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。

金利変動リスク

金利の変動が債券の価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。金利変動による債券の値動きの幅は、債券の残存期間、発行体、種類等に左右されます。

デリバティブ商品のリスク

当マザーファンドは、先物、オプション、スワップ、直物為替先渡（ＮＤＦ）取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利、為替相場等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、当マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。ヘッジ目的でデリバティブ商品を利用した場合でも、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失が生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生し当マザーファンドの収益をその分減少させることがあります。デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

ボンドコネクトを通じた投資にかかるリスクおよび留意点

当マザーファンドは「中国・香港債券相互取引制度」（以下「ボンドコネクト」といいます。）を通じて、中国本土で発行された債券に投資する場合があります。当該債券にボンドコネクトを通じて投資する場合、法規制の変更や取引上の制約により、取引相手方にかかるリスクが増大する可能性があります。ボンドコネクトは、香港から中国本土の債券市場へ、あるいは中国本土から香港の債券市場への投資を行う制度です。この制度により、外国の投資家は、中国本土の銀行間債券市場における取引を、香港の証券会社を通じて行うことができます。当マザーファンドがボンドコネクトを通じて投資する場合のリスクおよび留意点は以下のとおりです。

- ・ 法規制に関するリスク

現時点の規則や法規制が変更される可能性や、その変更が過去に遡って適用される可能性があり、これにより当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

- ・ 投資家保護制度に関する留意点

当マザーファンドは、中国本土および香港の投資家保護制度のいずれにおいても保護されません。

- ・ 取引時間に関する留意点

ボンドコネクトは、中国・香港双方の債券市場の営業日であって、かつ取引の決済日が中国・香港双方の銀行の営業日となる場合のみ運営されます。その結果として、当マザーファンドは、希望する時点や価格で債券の売買ができないことがあります。

キャピタル・ゲイン税の当マザーファンドへの計上タイミングに関する留意点

当マザーファンドにおいて、キャピタル・ゲイン税が生じる新興国の債券に投資する場合があります。キャピタル・ゲイン税は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額が当マザーファンドに費用計上されます。このため、当マザーファンドでキャピタル・ゲイン税の課税対象となる有価証券を売却する毎に、信託財産の価値が下落する場合があります。

仕組債のリスク

当マザーファンドで投資する仕組債は、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いて、仕組債の発行体以外の発行体が発行した債券にかかる信用リスク、為替リスク、金利リスク等を当該債券に付与させたものです。当マザーファンドが仕組債に投資した場合は、これらのリスクに加えて、当該債券の発行体自体の信用リスクも生じます。

外国為替取引の決済リスク

外国為替取引の約定後、売渡通貨を取引相手先に支払ったにもかかわらず、市場における取引の仕組み等により買入通貨を未だ取引相手先から受領できていない状態において、取引相手先の破綻等が生じて買入通貨の一部または全部を受領することができず、その結果マザーファンドに損失が生じる可能性があります。このような損失を防ぐために、売渡通貨と買入通貨を同時に受け渡す（同時決済）手段を用いる場合がありますが、その場合でもそのような損失の可能性を完全に排除できるものではありません。また、そのような損失を防ぐため同時決済を含む各種の決済手段を用いることで新たな決済コストが発生する場合があります。これにより、信託財産の価値に影響を及ぼす場合があります。

■ G I M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）

カンントリーリスク

B R I C S 5 各国には以下のようなリスクがあり、その影響を受け当マザーファンドの信託財産の価値が変動・下落することがあります。

- ・ 先進国と比較して、一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、これらに起因する諸問題が株式や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- ・ 株式・通貨市場は、規模が小さく流動性が低いため、その結果株式・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。
- ・ 先進国と比較して、有価証券が取引される市場、会計基準等に関する法規制の制度や社会基盤が未整備で、財務状況等の情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なる場合があります。また、政府当局が様々な規制を一方的に導入することもあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- ・ 税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。

また、ロシア市場における株式への投資は、加えて以下の留意点があります。

ロシア市場における株式への投資にあたっては、決済用口座として、有価証券を保護預りする保管機関に証券口座（以下「メインアカウント」といいます。）を開設する必要があります。メインアカウントの開設に際しては、ロシアの法規制により、法人格を有する者のみ開設可能という条件があり、当マザーファンド名義での口座開設ができません。したがって、日本マスタートラスト信託銀行株式会社^{*} 名義でメインアカウントを開設し、当マザーファンド名義の保護預り口座をメインアカウントの下に開設します。議決権については、メインアカウント単位でしか行使が認められていません。そのため、議決権の行使については、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、同社の保有する同銘柄の株式について包括的に行使することとなり、当マザーファンド独自の方針で行使することはできません。

^{*} 日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、当マザーファンドの受託会社である『三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社』の再信託受託会社です。

さらに、インド市場における株式への投資は、加えて以下のリスクおよび留意点があります。

- ・ 税制に関するリスクおよび留意点

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による保有有価証券の売却益に対しキャピタル・ゲイン税（それに付随する税を含み、以下「インド株キャピタル・ゲイン税」といいます。）がかかり、また有価証券の売買時に売買代金に対して有価証券取引税（以下「インド有価証券取引税」といいます。）がかかります（2025年4月末現在）。将来これらの課税が変更された場合、または新たな税制が適用された場合には、当マザーファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

当マザーファンドはインド株キャピタル・ゲイン税の計算に当たり、現地の税務顧問を使用しています。当該税務顧問に対する費用は、信託財産の規模にかかわらず発生する性質のものであるため、当マザーファンドの信託財産の規模が小さくなった場合には、信託財産の価値に対する影響が信託財産の規模が大きい場合に比べて、大きくなることが予想されます。

・ インド株キャピタル・ゲイン税等の当マザーファンドへの計上に関する留意点

当マザーファンドにおいて、インド株キャピタル・ゲイン税およびインド有価証券取引税が課せられる場合があります。当該課税は、それぞれの性質に応じて適切な方法で当マザーファンドにおいて計理処理されます。これらにより、信託財産の価値が下落する場合があります。

為替変動リスク

当マザーファンドは外貨建資産に投資しますが、円貨に対する為替ヘッジは一切行いません。このため、為替相場の変動により当マザーファンドの信託財産の価値が変動します。

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受け、変動することがあります。（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受け、変動することがあります。当マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位に保ちます。そのため、当マザーファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動・下落する可能性があります。

カバード・ワラント、株価連動社債のリスク

当マザーファンドがカバード・ワラントや株価連動社債に投資する場合、当該有価証券の原資産（連動対象となる株式または株価指数）にかかる株価変動リスク、為替変動リスク等に加え、当該有価証券の発行体自体の信用リスクも生じます。なお、一般に信用リスクとは、債務者の倒産や財務状況の悪化、あるいは債務者の所在する国家の政情不安等により、債務者が債権者に対して元本、償還金や利息をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、債務者にそのような状況が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該債務者が発行するカバード・ワラントや株価連動社債の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）しやすくなります。そのため、当マザーファンドの信託財産の価値が下がる要因となります。

ストックコネクトを通じた中国のA株投資にかかるリスクおよび留意点

当マザーファンドは「上海・香港相互株式取引制度」（以下「上海ストックコネクト」といいます。）および「深セン・香港相互株式取引制度」（以下、「深センストックコネクト」といいます。）を通じて、中国のA株に投資する場合があります。上海ストックコネクトは、香港証券取引所、香港中央結算有限公司、上海証券取引所および中国証券登記結算有限責任会社が設立したものです。一方、深センストックコネクトは、香港証券取引所、香港中央結算有限公司、深セン証券取引所および中国証券登記結算有限責任会社が設立したものです。ストックコネクトは、中国本土と香港から双方向で株式を売買し、決済することができる制度です。同制度により、外国の投資家が上海証券取引所および深セン証券取引所の上場株式（中国のA株）を香港のブローカーを通じて売買することができます。ストックコネクトを通じて中国のA株に投資する場合のリスクおよび留意点は以下のとおりです。

- (a) スtockコネクトを通じて購入した中国のA株は、原則としてストックコネクトを通じた売却しかできません。また、ストックコネクトを通じて購入する全投資家の1日当たりの総購入額に制限が設けられています。さらに、ストックコネクトではすべての売買が中国の通貨である人民元で決済されるため、当マザーファンドがストックコネクトを通じて中国のA株を購入した場合、購入代金を人民元で手当てする必要がありますが、その手当てが何らかの理由でできないことがあります。これらの制約から、当マザーファンドにおいて予定していた中国のA株の売買が行えないことがあります。
- (b) スtockコネクトを利用した取引に対応できるブローカーは限られており、結果として当マザーファンドは単独のブローカーしか利用できない可能性があります。これにより、当マザーファンドにおける中国のA株の売買執行の質に影響が出ることがあります。

- (c) 現地の法令により、一定の状況においては、投資家が中国のA株の売買で得た利益を返還するよう求められる場合があります。これにより、当マザーファンドの信託財産の価値が下落することがあります。
- (d) 香港中央結算有限公司は、香港市場の参加者（当マザーファンドを含みます。）がストックコネクトを通じて行った取引について、清算および決済を行うと共に当該取引を通じて取得する中国のA株の名義人となり、またそれらに関連する業務を行います。中国本土の規制は一定の売買制限を含めて、ストックコネクトを通じて取引を行うすべての市場参加者に適用されます。ストックコネクトを通じて中国のA株を売却しようとする際には、売却取引前にブローカーへ一定の情報を通知する必要があります。このような様々な条件や規制がストックコネクトに適用されることにより、当マザーファンドは当初想定したタイミングでの中国のA株の売買ができないことがあります。
- (e) 当マザーファンドがストックコネクトを通じて行う取引は、現地の投資家補償基金（売買不履行から保護することを目的として設立されているもの）の対象になりません。したがって、当該取引は取引相手方の売買不履行から保護されません。これにより、当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (f) スtockコネクトを通じて取得する中国のA株については香港中央結算有限公司が保管業務を行う仕組みとなっていますが、当マザーファンドと香港中央結算有限公司の間に直接の法的関係は生じず、その結果香港中央結算有限公司の債務不履行や破たんによって当マザーファンドが損失を被ったとしても、香港中央結算有限公司に対して直接的に法的な請求をすることはできません。これにより、当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (g) 上海ストックコネクトは2014年11月に、深センストックコネクトは2016年12月にそれぞれ開始されました。ストックコネクトに関する規制は未だ検証されていない部分があり、今後変更される可能性があります。また、当該規制がどのように適用されるか不確定であり、それが当マザーファンドの信託財産に不利益を及ぼす可能性があります。ストックコネクトは（中国本土と香港の）境界を超える取引であることから、新しい情報技術システムが使われており、そのため運営上の障害が起こる可能性もあります。当該システムが正常に機能しなかった場合、ストックコネクトを通じた中国のA株の取引ができないことがあります。その結果、当マザーファンドにおいて予定していた中国のA株の売買が行えないことがあります。
- (h) 中国市場は、他の新興市場と同様に、有価証券に関する法的所有権、利益を享受する権利およびその他の権利の概念を確立するための立法の枠組みがようやく整備されようとしている状況にあります。その結果、現地の裁判所は、有価証券の保有者として登録されている名義人や保管銀行が当該有価証券の全ての権利を有しており、当該有価証券の実質的な保有者には一切権利がないと判断したり、また当該有価証券の実質的な保有者はその発行者に対する請求権を制限されると判断する可能性があります。これらにより、当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (i) スtockコネクトを通じた取引は、全ての投資家に属するものが包括的にまとめて決済され、当マザーファンドが保有する中国のA株は保管銀行、副保管銀行または決済するブローカーの名義で香港中央結算有限公司に登録されます。これにより、当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーが効果的に中国のA株を売買することが制限される可能性があり、また当マザーファンドが保管銀行や副保管銀行の信用リスクや、強制収用のリスクにさらされることがあります。これらにより、当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

- (j) スtockコネクトを通じて取得される中国のA株について生じるコーポレートアクション（配当金の決定、新株予約権の発行決定その他の決定についての議決権の行使等）に関しては、香港中央結算有限公司が株主として議決権を行使することになります。その際、香港中央結算有限公司はStockコネクトを通じて中国のA株を購入した投資家に議決権行使についての指図をさせることができますが、当該投資家は、コーポレートアクションの内容を検討し議決権行使についての指図を行うのに十分な時間や機会が得られない可能性があります。これにより、中国のA株のコーポレートアクションについて、当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーの意向に沿った議決権行使ができないことがあり、その結果当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (k) Stockコネクトを通じた投資は、香港、上海および深センの証券取引所における証券投資家保護の仕組みにより保護されない可能性があり、保護されない場合には、ブローカーの破たんによる損失を被るリスクがあります。中国証券登記結算有限責任会社が破たんした場合は、香港中央結算有限公司の責任は、決済機構参加者との契約上、限定的なものとなります。中国証券登記結算有限責任会社が破たんした場合、香港中央結算有限公司は可能な限りの法的手段または中国証券登記結算有限責任会社の清算を通じて、預託している中国のA株や現金の回収に最善を尽くすと考えられますが、それが行われる保証はなく、また行われたとしても成功するとは限りません。その場合、当マザーファンドは損害を完全に回復できない可能性があり、また保有する中国のA株等の回収手続きは遅延することがあります。これらにより、当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (l) Stockコネクトは、中国・香港双方の株式市場の営業日であって、かつ取引の決済日が中国・香港双方の銀行の営業日となる場合のみ運営されます。したがって当マザーファンドにおけるStockコネクトを通じた取引は、Stockコネクトの運営日のみ行われます。これにより、中国市場では通常の実日であるものの、当マザーファンドでは中国のA株の売買ができない場合があります。その結果として、Stockコネクトでの取引が行えない期間に当マザーファンドにおいて中国のA株に対する価格変動リスクが発生します。これにより、当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (m) Stockコネクトを通じて中国のA株を取得する外国の投資家には、中国国内の投資家とは異なった費用・手数料が課されており、その費用は類似の投資効果を提供する他の有価証券の取得者に課されるものと比較すると高くなる場合があります。これにより、当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (n) 中国のA株を含む中国の有価証券による利益に対し課税される可能性およびその確度、税法変更の可能性、ならびに遡及して課税される可能性は不確実です。したがって、当該利益に対する課税の決定内容、および中国のA株の購入・売却時期によって、投資家の利益・不利益が左右されます。これにより、当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (o) Stockコネクトは比較的新しい制度であり、実際に多数の外国の投資家が参加することにより中国のA株の取引市場がどのような影響を受けるのかは不明です。Stockコネクトは、香港、上海および深センの証券取引所に対し監督官庁から公布された規則の対象となっており、監督官庁が市場の秩序を維持する必要性またはその他の理由があると判断した場合、換金制限、売買停止等の更なる規則および規制が課され、それがStockコネクトに不利に働く可能性があります。将来に渡って香港、上海および深センの証券取引所がStockコネクトを継続させる保証はありません。これにより、当マザーファンドは将来的に中国のA株の売買ができなくなる可能性があり、その結果当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

中国の変動持分事業体（VIE）に関するリスク

中国に本拠地を置く事業会社（以下「中国事業会社」といいます。）は、中国の変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）の仕組み（以下「VIEスキーム」といいます。）を使う場合があります。VIEスキームにおいては、中国事業会社がサービス契約およびその他の契約を締結する複数の事業体（中国国内外で設立されます。以下「VIEスキーム関連事業体」といいます。）を設立し、それらを通じて海外の投資家から資金調達します。VIEスキームは、VIEスキーム関連事業体に対して中国事業会社にかかる経済的な利益（損失が生じる場合もあります）を提供する目的で利用されます。VIEスキーム関連事業体は株式や米国預託証券を発行しますが、当該株式等を保有することにより直接中国事業会社を所有する権利が得られるものではありません。VIEスキームは、特定の業界の企業が外国投資家に所有されることを中国政府または規制当局（以下「中国政府等」といいます。）が禁止しているために利用されており、VIEスキーム関連事業体（およびその事業体の投資家）に対して、中国事業会社の株式を実際に保有することなくその株式を保有するのと同等の経済的な利益（損失が生じる場合もあります）を提供するように設計されています。VIEスキームについては、中国政府等がそのスキーム自体または特定の発行体に介入するリスクがあり、中国事業会社に罰則を科す、事業免許および業務免許を取消す、または所有する権利を剥奪する可能性があります。VIEスキームに関わる契約が執行できない場合、VIEスキームが意図したとおりに機能しない場合等の法的不確実性により、VIEスキームに依拠している中国事業会社（VIEスキーム関連事業体が発行する株式および米国預託証券を含みます。以下同じ。）は、悪影響を受ける可能性があります。中国事業会社は、中国政府等の介入によるVIEスキームの停止等の想定外の事象が起こった場合に円滑に資金調達が行えなくなる場合が考えられ、当マザーファンドがVIEスキームに依拠している中国事業会社に投資を行った際に当マザーファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。その結果、当マザーファンドは損失を被る場合があります。

デリバティブ商品のリスク

当マザーファンドは、先物、オプション取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、株価等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、当マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。当マザーファンドにおいては、ヘッジ目的のみでデリバティブ商品を利用しますが、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失が生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生し当マザーファンドの収益をその分減少させることがあります。デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

投資銘柄集中リスク

当マザーファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、BRICS5カ国の株式市場全体の動きと異なり、当マザーファンドの信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込むこともあります。

外国為替取引の決済リスク

外国為替取引の約定後、売渡通貨を取引相手先に支払ったにもかかわらず、市場における取引の仕組み等により買入通貨を未だ取引相手先から受領できていない状態において、取引相手先の破綻等が生じて買入通貨の一部または全部を受領することができず、その結果マザーファンドに損失が生じる可能性があります。このような損失を防ぐために、売渡通貨と買入通貨を同時に受け渡す（同時決済）手段を用いる場合がありますが、その場合でもそのような損失の可能性を完全に排除できるものではありません。また、そのような損失を防ぐため同時決済を含む各種の決済手段を用いることで新たな決済コストが発生する場合があります。これにより、信託財産の価値に影響を及ぼす場合があります。

■当ファンドおよび各マザーファンド共通

為替変動リスク

経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託者の判断により当ファンドにおいて為替ヘッジを行うことがあります。その場合でも為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。

投資方針の変更について

経済情勢や投資環境の変化、または投資効率の観点等から、投資対象または投資手法の変更を行う場合があります。また、当ファンドにおける各マザーファンドの受益証券への投資比率の決定に関する権限の委託先または各マザーファンドの運用委託先を変更する場合があります。

解約・追加による資金流出入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有有価証券を大量に売却することがあります。その際に各マザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付け予定銘柄によっては流動性等の観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、各マザーファンドを投資対象とする他の投資信託が設定されている場合には、当該投資信託の解約・追加により生じる同様の資金流出入に伴うリスクがあります。

繰上償還等について

当ファンドは、信託期間中において、当ファンドの受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

流動性リスク

ある種の有価証券、特に市場での取引頻度が少なかったり、比較的小規模な市場で取引されているものは、特に取引金額が大きいと、望ましい時点と価格で売買することが難しくなる場合があります。市場が極端な状況にあるときは、買い手が減って望ましい時点または価格で有価証券をすぐに売却できず、各マザーファンドが低い価格で有価証券を売却することを余儀なくされるか、あるいはまったく売却できない可能性があります。特定の有価証券またはその他の金融商品は、取扱う取引所または政府もしくは監督当局により取引を停止または制限される場合があり、その結果各マザーファンドに損失が生じる可能性があります。有価証券を売却できないことにより、各マザーファンドはその信託財産の価値が下がったり、他の投資機会を活用できなくなる可能性があります。流動性リスクには、通常とは異なる市場環境や通常以上に多額の換金申込み、あるいはその他の制御不能な要因によって、各マザーファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないリスクも含まれます。換金申込みに応えるため、各マザーファンドは不利な時点や条件で有価証券の売却を余儀なくされることがあります。特に、債券、中小型株式または新興市場で発行される有価証券に投資している場合、特定の期間において、経済状況、市況もしくは政情の悪材料、またはそれが正確か否かにかかわらず投資家による市場見通しの悪化により、特定の発行会社もしくは業種、または特定の投資分野のすべての有価証券の流動性が前触れなく突然低下もしくは消滅するリスクがあります。

予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたとき等、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権および各マザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよび各マザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。さらに、当ファンドおよび各マザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドの基準価額および各マザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

市場に関する留意点

各マザーファンドが投資している有価証券等の価格は日々変動し、金融市場全般や特定の業種に影響を及ぼす様々な要因を受け、下落することがあります。

世界全体における経済および金融市場の相互影響度合いが高まってきており、1つの国や地域における事象や状況が、他の国々や地域の市場や銘柄に悪影響を及ぼす傾向が強まっています。また、戦争、テロリズム、環境災害、自然災害、政情不安、感染症の流行やパンデミック（世界的大流行）などの世界的な事象も各マザーファンドの投資対象の価値の下落をもたらす要因となる可能性があります。

例えば、新型コロナウイルス（COVID-19）による疾患の拡大は、世界全体の経済、市場および各企業に悪影響を与えており、各マザーファンドが投資する有価証券等に対しても同様です。新型コロナウイルスのパンデミックや将来的に起こりうる他の感染症等の流行およびパンデミックの影響により、現在から将来に渡り各マザーファンドについて、その投資対象の価値の著しい下落、その価格の乱高下、その価格算出への悪影響、その既存リスクの拡大、その純資産総額算出の中断または延期、およびその事務の一時中断が生じる可能性があります。新型コロナウイルスのパンデミックの期間と影響、それに関連する経済状況と市場状況、および長期にわたる不確実性は、現時点では合理的に見積もることができません。新型コロナウイルスの最終的な影響と、関連する状況が各マザーファンドにどの程度影響を与えるかは、今後の状況次第であり非常に不確実なものです。このような状況は正確に予測することが難しく、かつ頻繁に変わる可能性があります。

法律、税制および規制に関するリスク

法律、税制および規制の変更が当ファンドの信託期間中に生じ、それが当ファンドおよび各マザーファンドに悪影響を及ぼすことがあります。現在施行されている法律および規制が変更された場合、または新しい法律および規制が制定された場合、当ファンド、各マザーファンドおよび投資者に対する法的要件は現在求められているものと大幅に異なる可能性があり、当ファンド、各マザーファンドおよび投資者に重大かつ悪い影響を及ぼすことがあります。

■当ファンド特有の留意点

当ファンドは、各マザーファンドの受益証券へ投資しますが、当ファンドにおける資金流入等は全額新興国債券マザーファンドの受益証券を取得または一部解約することにより対応します。このため、資金流入等額の金額によっては、各マザーファンドの受益証券の組入比率が一時的に大幅に変動する場合があります。

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの基準価額・年間騰落率の推移>

2020年4月～2025年3月の5年間における、ファンドの基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 基準価額は、信託報酬控除後です。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社JPMリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ・アンド・コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ・アンド・コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完全性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村フィデューシャリー・リサーチ・アンド・コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ・アンド・コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ・アンド・コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

（２）投資リスクに関する管理体制

（イ）当ファンドにおけるリスク管理

委託会社およびＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドにおいては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドのインベストメント・ダイレクターは、運用成果および当ファンドが取ったリスクが妥当な水準であるかを定期的にチェックします。

委託会社のリスク管理部門は、各マザーファンドへの投資配分にかかる投資制限を含めた投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当ファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。

^{*} 「投資ガイドライン」とは、当ファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

為替ヘッジについてのリスク管理

当ファンドに対する為替ヘッジは、原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、当ファンドにおいて、為替ヘッジを行うことがあります。その場合は、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

（ロ）各マザーファンドにおけるリスク管理

■ G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

運用委託先におけるリスク管理

以下は、当マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、ＪＰＭＩＭ社におけるものです。同社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。



（2025年3月末現在）

- ・ インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果や当マザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、および当マザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
- ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・ リスク管理部門は、投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

^{*} 「投資ガイドライン」とは、当マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

為替ヘッジについてのリスク管理

当マザーファンドの運用委託先が必要と判断した場合、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、当マザーファンドにおいて機動的に外国為替予約取引（直物為替先渡（NDF）取引を含みます。）を行うことがあります。そのヘッジ状況は、当マザーファンドの運用委託先のリスク管理部門によりモニターされます。

■ G I M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）

運用委託先におけるリスク管理

以下は、当マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドにおけるものです。

同社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。



（2025年3月末現在）

- ・ インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果や当マザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、および当マザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
- ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・ リスク管理部門は、投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

^{*} 「投資ガイドライン」とは、当マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

（八）流動性リスクの管理

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドは、当ファンドおよび各マザーファンドの流動性リスクのモニタリングを行います。委託会社のリスク管理部門は、流動性リスクのモニタリングに係る手順書にしたがい、当ファンドおよび各マザーファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング状況を把握するとともに、必要に応じて緊急時対応策の策定・検証等を行います。委託会社のビジネス・コントロール・コミティは、当ファンドおよび各マザーファンドの流動性リスク管理の適切な実施状況や流動性リスク管理態勢等について管理・監督を行います。

（二）その他のリスク管理

各マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、投資資産の流動性が低下することにより投資資産の換金等が困難となる事態に備え、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々把握し、受益者による受益権の換金に極力影響が生じないように管理します。また、委託会社は、受益者による受益権の換金に極力影響が生じないように、社内ルールを整備して、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々管理します。

ＪＰモルガン・アセット・マネジメントにおける利益相反の開示について

委託会社を含むＪＰモルガン・アセット・マネジメントは、ファンド（ＪＰモルガン・アセット・マネジメントが設定、設立、運用等を行っている投資信託等のファンドをいい、当ファンドを含みます。以下この項において同じ。）と、ＪＰモルガン・アセット・マネジメントの間において利益相反が生じる可能性を認識しており、その内容は以下のとおりです。

ファンドへの投資には、いくつかの実際の利益相反または潜在的利益相反が伴います。たとえば、委託会社等のファンドの運用を担当する者（以下「アドバイザー」といいます。）やその関係会社（この項においてあわせて「ＪＰモルガン」といいます。）は、様々な異なるサービスをファンドに提供します。ファンドはＪＰモルガンに報酬を支払います。その結果、ＪＰモルガンには、ファンドとの取り決めをする動機があり、その動機とファンドの最良の利益とのバランスをとろうとして、ＪＰモルガンは利益相反に直面します。ＪＰモルガンは、他の顧客の投資顧問会社としてサービスを提供する場合も、利益相反に直面し、他の顧客のために、アドバイザーがファンドのために行った投資判断とは異なる投資判断を行ったり、あるいはアドバイザーがファンドのために行った投資判断にマイナスの影響を与えるような投資判断を行うことがあります。さらに、アドバイザーの関係会社は、幅広い各種サービスと金融商品を顧客に提供しており、ファンドが現に投資しているか、将来投資する可能性のある世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。ある場合においては、サービスや金融商品を顧客に提供することにより、これらの関係会社の活動は、ファンドにとっての不利益や制約となったり、これらの関係会社にとっては利益になったりします。アドバイザーは、ファンドのために有価証券を取引するアドバイザーの能力にマイナスの影響を及ぼす可能性のある、いわゆるインサイダー情報を入手することがあるかもしれません。ＪＰモルガンとファンドは、十分適切に利益相反を防止し、制限し、軽減できる方針と手順を採用しています。さらに、例外が適用されない限り、これらの利益相反を引き起こす活動の多くは、法律によって制限されており、禁止されています。利益相反の詳細については、後記「潜在的利益相反」をご覧ください。

潜在的利益相反

ＪＰモルガンは、多数の投資一任運用サービスおよび投資助言運用サービスならびに金融商品を、機関投資家顧客と個人投資家に提供しています。さらに、ＪＰモルガンは、幅広い各種サービスと金融商品をその顧客に提供する多角化された投資サービス提供会社であり、ファンドが現に投資しているか、今後投資する可能性のある、世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。投資者には、以下に記されている、ＪＰモルガンが投資運用サービスの運営にあたって直面することがある、潜在的および実際の利益相反を、慎重に確認していただく必要があります。ＪＰモルガンとファンドは、以下に述べる利益相反を防止し、制限し、軽減するように合理的に設計された方針と手順を採用しています。また、例外が適用されない限り、これらの利益相反を引き起こす行為の多くは法律によって制限されているか、または禁止されています。

この記載は、起きうる潜在的な利益相反の完全な列挙または説明ではなく、またそれを意図したものでもありません。

複数の顧客のための代理行為 一般に、複数の顧客に投資運用サービスを提供して、随時、異なる投資アドバイスを異なる顧客に提供する場合、アドバイザーは利益相反に直面します。たとえば、アドバイザーが運用する資産または口座（以下「他の口座」といいます。）が、ファンドが保有する有価証券と同じ有価証券を空売りする場合、空売りが当該有価証券の市場価格が下がる原因となれば、アドバイザーは空売りを行った他の口座のためにファンドの運用成果を害したとみなされることがあります。さらに、一つ以上の他の口座が、ファンドが投資している金融商品または有価証券の発行体が発行する、別の種類の金融商品または有価証券に投資する場合、利益相反が起こることがあります。ある状況では、ファンドが投資している発行体について、他の口座においては異なる投資目的があったり、または権利を求めたり実行する可能性があり、これらの活動がファンドに悪い影響を与える可能性があります。たとえば、ファンドがある発行体の債券を保有し、他の口座が同じ発行体の株式を保有する場合に、その発行者が財務上または営業上の難局を経験したときは、ファンド（債券を保有する）は発行体の清算を求めるかもしれませんが、他方で他の口座（株式を保有する）は発行体の再建を選択するかもしれません。そのうえ、ファンドが投資する発行体は、ファンドからの投資資金を、ＪＰモルガンまたは他の口座に対する債務の返済につながる結果になる、借換や資本構成の再編成を行うために使うかもしれません。そのような借換または再編成の後、当該発行体の業績が向上しなければ、ファンドの運用成績は影響を受けますが、他の口座はもはや当該発行体に対し投資していないので、運用成績に影響がありません。利益相反は、破たんする発行体については大きなものとなります。債務超過、破産、再編または類似した手続きに関連して、ＪＰモルガンまたは他の口座が保有する他の権利や行動または立場によって、ファンドが取ることができる立場または行動が（適用される法、法廷その他によって）制限されることがあります。

他の口座が保有するポジション（持ち高）により、ファンドが保有するポジションの価値や価格が希薄化したり、ファンドが保有するポジションと関連した投資戦略の効果が薄れてしまったり、あるいはそのような価値、価格または投資戦略にマイナスの影響を及ぼすこともあります。たとえば、このような状況は、ファンドのための投資判断が、アドバイザーが異なる投資戦略に従う他の口座のために行う、またはアドバイザーの関係会社はその顧客の口座のために行うポートフォリオにおける投資決定のためにも使用される、企業調査等の情報に基づいて行われる場合に生じることがあります。他の口座またはアドバイザーの関係会社が運用する口座が、ファンドのためのポートフォリオにおける投資決定または戦略と類似した、ポートフォリオにおける投資決定または戦略を先だってまたは同時に実行する場合、（ポートフォリオにおける投資決定が同じ企業調査の分析またはその他の情報から由来する否かを問わず）、市場への影響、流動性の制約または他の要因によりファンドにとって不利な投資結果となる可能性があり、そして、そのようなポートフォリオにおける投資決定または戦略を実行する費用は増える可能性があり、あるいはそれ以外にファンドにとって不利な結果となる可能性があります。

ファンドに適切である投資機会は他の口座にとっても適切である場合があり、ファンドが望むとおり、それらの投資の配分を全てまたは一部分受けられるという保証はありません。アドバイザーは、成功報酬またはより高い運用報酬を支払い、かつファンドと同一または類似の運用戦略を採用するかまたはファンドとほぼ同様の資産に投資する他の口座を運用しているため、そのことがアドバイザーが（例えば、有価証券の取引にあたって）より高い報酬を支払う可能性のある口座を有利に扱う動機となる場合があります。

また、ＪＰモルガン、その取締役、役員または従業員も、自身の口座またはＪＰモルガンの自己勘定において、有価証券の売買等の取引をすることができます。ＪＰモルガンは、自己の裁量の範囲内で、顧客口座のために行ったものと（時点または投資決定もしくは行動の性質を含め）異なる投資決定や投資行動を、自己の勘定について行うことができます。さらに、アドバイザーは、ＪＰモルガンまたはその従業員が自己の口座、アドバイザーの自己勘定口座、アドバイザーの関係会社の自己勘定口座、またはアドバイザーの関係会社の顧客口座のために売買した有価証券と同一のものを、アドバイザーの顧客口座のために売買する義務を負いません。ＪＰモルガンとその取締役、役員および従業員は、自身の口座または自己勘定にとって有利となる、収入を得る等の動機があるため、利益相反に直面します。

一部のファンド・オブ・ファンズのポートフォリオ・マネージャーは、ファンド・オブ・ファンズと類似の運用戦略を採用する単独運用の口座のポートフォリオ・マネージャーであるため、当該ファンド・オブ・ファンズの投資対象ファンドの保有資産の状況を知り、また当該投資対象ファンドの投資戦略および投資手法についての知識を有することがあります。したがって、そのようなポートフォリオ・マネージャーは、投資先ファンドへの投資配分のタイミングおよび金額の決定、ならびに投資先ファンドの選択にあたって、利益相反に直面します。また、ＪＰモルガンは、ある手数料を免除する場合、その免除により運用成績が向上する場合に、利益相反に直面します。

複数の業務機能での行為 ＪＰモルガンは、幅広い各種サービスと金融商品とその顧客に提供する多角化された投資サービス提供会社であり、ファンドが現に投資しているか、投資する可能性がある、世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。ＪＰモルガンには通常これらの活動により報酬を得ることができますが、ファンドはそのような報酬を得ることはできません。サービスと金融商品をファンド以外の顧客に提供する際に、ＪＰモルガンは、一方でファンドのために推奨したり実施したことと、他方でＪＰモルガンの他の顧客のために推奨したり実施したことに関し、随時利益相反に直面します。たとえば、ＪＰモルガンは、多数の米国内外の人々および政府と、銀行業務およびその他の金融・アドバイ業務にかかる関係があり、そのような関係をさらに発展させようと努めています。ＪＰモルガンはまた、世界中で企業の潜在的な買い手と売り手に対し、アドバイスの提供・代理を行っています。ファンドは、ＪＰモルガンが代理するまたはＪＰモルガンと銀行業務もしくはその他の金融業務の関係がある企業に、投資しているか投資しようとする場合があります。また、ＪＰモルガンのある顧客は、ファンドを含むＪＰモルガンが利害関係を持つ法人等に投資することがあります。その顧客にサービスを提供する際に、ＪＰモルガンは、ファンドまたはファンドにおける投資と競争関係にあるか、さもなければ悪影響を与える行動を推奨することがあります。そのような関係がファンドが特定の取引を行うのを妨げることがあり、ファンドにおける投資の柔軟性を阻害することもあることも、ご理解いただく必要があります。

ＪＰモルガンは、ファンドに対して投資運用、資産保管、管理、会計処理、受益者管理その他のサービスを提供することにより補助的利益を得ており、そのようなサービスをファンドに提供することは、様々な関係者とＪＰモルガンの関係を強化し、さらなる事業開発を容易にし、ＪＰモルガンがさらなるビジネスを得て追加の収益を生み出すことを可能とする可能性があります。

ファンドに悪影響を与える参加 ＪＰモルガンがある市場へ参加することにより、または特定の顧客のためのＪＰモルガンの行動により、ファンドが当該市場で取引することが制限され、ＪＰモルガンは関係する利益に関して利益相反に直面することがあります。たとえば、ファンドと別のＪＰモルガンの顧客がそれぞれ、ある発行体の資本構成の異なる部分に投資する場合、債務処理の過程で「債務不履行事由（イベント・オブ・デフォルト）」を引き起こすべきかどうか、または、投資からどのように離脱するかは、利益相反となることがあります。前記「複数の顧客のための代理行為」もご参照ください。

優遇措置 アドバイザーは、特定のファンドまたは他の口座に関して、他のファンドに関して受領するよりも多くの報酬を受領することがあり、または特定の口座における運用成績が一部分反映して算出される報酬を受領することがあります。このことは、それらの口座を有利に取り扱う動機をアドバイザーとそのポートフォリオ・マネージャーに提供することとなり、利益相反を生じます。実際のまたは潜在的な利益相反は、ポートフォリオ・マネージャーが複数の口座またはファンドに運用責任を持っている場合にも生じ、例えばそれぞれのファンドまたは口座の運用に向ける時間や注意が不平等になることがあります。

発注の配分と一括 潜在的利益相反は、有価証券取引の発注の一括や、有価証券取引または投資機会の配分にあたっても生じます。ＪＰモルガンには、取引または投資する機会を特定の口座またはファンドに割り当てようとする動機があるため、一括発注された取引の配分（特に流通量が限られているために部分的にしか約定が成立しなかった場合）、および投資する機会の配分においては、潜在的な利益相反が生じます。たとえば、ＪＰモルガンには、その運用する口座を有価証券の公募に参加させる動機がありますが、それは当該参加によりＪＰモルガンへの当該公募における有価証券の全体的な配分を増やすこととなり得るためです。また、ＪＰモルガンがあるファンド・オブ・ファンズの運用を行うと共にその投資先ファンドも運用する場合、ファンド・オブ・ファンズの資産を投資先ファンドに配分するときには、ある種の潜在的利益相反に直面します。たとえば、ＪＰモルガンには、ファンド・オブ・ファンズの資産を、新しい投資先ファンドの設定時の当初資金とするために配分したり、または規模の小さい投資先ファンドであってＪＰモルガンに高い報酬を支払ってくれるもの、もしくはＪＰモルガンが設定時の当初資金を拠出しているものに配分する動機があります。

総合的持ち高限度 潜在的利益相反は、法律、規制、契約、内部方針等によってＪＰモルガンに課せられた投資規制のため、ＪＰモルガンが有価証券または他の金融商品のグループ全体での投資における持ち高制限を遵守する場合にも生じます。当該制限により、たとえ他の条件ではある有価証券または金融商品があるファンドの投資目的に適合していたとしても、そのファンドは当該有価証券または金融商品を購入できず、または将来購入できないこととなることがあります。たとえば、特定の種類の有価証券に対する関係会社である投資家による投資額合計に対する制限があり、当該制限は追加的な規制当局または社内の許可手続きなしには越えることができません。また、ファンドによるオプションの引き受けについての制限もあり、当該制限はアドバイザーが他の投資運用顧客のために引き受けるオプションの数量によって生じます。ある総所有基準額に達したり、またはある取引を行うことによって、ファンドが投資対象を購入もしくは売却し、または権利を行使し商取引を行うことは制限されます。

ソフトダラー アドバイザーは、統計情報の提供やその他の企業調査サービスの利用に対し、有価証券仲介取引により生じる手数料（いわゆる「ソフトダラー」）を特定のブローカーに支払う場合があります。統計情報やその他の企業調査は、ファンドのみでなくアドバイザーの他の顧客のために使われることがあり、また当該手数料を生じさせた口座以外の口座の運用に関連して使われることもあるので、アドバイザーは利益相反に直面します。

加えて、アドバイザーが統計情報やその他の企業調査サービスを入手するために、顧客口座から生じる売買委託手数料を使用する場合、アドバイザーは自分自身で当該統計情報やその他の企業調査サービスのために費用を捻出して支払う必要がないので、メリットを享受します。その結果、アドバイザーは、取引執行のために最低の費用とする目的ではなく、統計情報やその他の企業調査サービスを得るために、特定のブローカーを選択する動機を持つことがあります。

一部解約 ＪＰモルガンは、あるファンドに対し、自己資金で大きな資金拠出をしていることがあります。そのようなファンドにおいて、ＪＰモルガンが一部解約をなすべきか、またいつ一部解約をすべきかを決定するにあたり、ファンドおよび他の受益者に対する一部解約の影響を検討するとき、ＪＰモルガンは利益相反に直面します。ＪＰモルガンによるファンドの大規模な一部解約は、ファンドが（当該一部解約がなければ売却する必要のなかった）保有有価証券の売却をすることにつながり、キャピタル・ゲインの実現を加速し、取引費用が増えるという結果となるおそれがあります。大規模な一部解約は、ファンドの資産を大幅に減らすことがあり、流動性の減少と、（費用負担の上限が適用されるものの）費用負担率の上昇を引き起こします。

関係会社との取引 ファンドが他のファンドとまたはＪＰモルガンと、仕切売買または委託売買取引を行う場合、ファンドは利益相反の対象となります。

法律により許される範囲で、ファンドは、ＪＰモルガンと、ＪＰモルガンが自己勘定で自身のために行う取引（仕切売買取引）を行うことができ、ＪＰモルガンが取引の売り手・買い手の両当事者にアドバイスしつつ両当事者に対するブローカーとなる取引（クロス取引）を行うことができ、またＪＰモルガンが手数料を受け取る取引（委託売買取引）を行うことができます。仕切売買取引および委託売買取引は、ＪＰモルガンのみが単独で取引することにつながります。ファンドのために仕切売買または委託売買取引を行う場合、当該取引はＪＰモルガンに追加の報酬をもたらすため、ＪＰモルガンは利益相反に直面します。ＪＰモルガンは、これらの取引にかかわる関係者に対して、忠実義務と責任の分担が矛盾する関係になる可能性のある利益相反に直面します。

そのうえ、アドバイザーの関係会社は、電子コミュニケーション・ネットワークと代替トレーディング・システム（以下、あわせて「ＥＣＮ」といいます。）に直接的または間接的な利害関係を有します。アドバイザーは、最良執行を追及するという信託義務に従って、アドバイザーの関係会社が利害関係を持つかまたは持つ可能性のあるＥＣＮを通じて、顧客のための取引を執行することがあります。このような場合、アドバイザーの関係会社は、ＥＣＮが請求する取引手数料を、ＥＣＮに対する出資割合に応じて間接的に得ることになります。

ＪＰモルガンがメンバーに含まれる有価証券の引受シンジケートが存在するときに、ファンドがその有価証券を購入する場合、ＪＰモルガンは利益相反に直面することとなります。それは、ＪＰモルガンは通常シンジケートにサービスを提供することにより手数料を受領し、場合によっては、ファンドが有価証券を購入する結果として、ＪＰモルガンが直接または間接的に金融取引上の義務から解放されることがあるからです。

関係会社である業務提供者 ファンドがＪＰモルガンの関係会社である業務提供者を使用する場合、ＪＰモルガンは利益相反に直面します。それは、関係会社を使用することで、ＪＰモルガンは全体としてより多額の手数料を受領することとなるからです。関係会社は、ファンドから報酬を得て、投資運用、資産保管、管理、会計処理および受益者管理サービスをファンドに対し提供します。同様に、アドバイザーがファンドのために融資枠を使用するまたは融資枠の条件を交渉すると決定した場合に、当該融資枠が関係会社によって提供されると、アドバイザーは利益相反に直面します。また、アドバイザーは、ＪＰモルガンが運営するファンド・オブ・ファンズのために、その投資先となるアクティブ運用のファンドを選ぶ際には、ＪＰモルガン・グループ内のものからのみ選択することとなります。たとえ、当該ファンド・オブ・ファンズにとってより適切である可能性があり、または優れた収益を上げている、グループ関係にはない投資先ファンドがあったとしても、アドバイザーは、グループ関係にはない投資先ファンドで利用可能なものについて、検討や調査はしません。サービスをファンドに提供するＪＰモルガンの関係会社は、ファンドがＪＰモルガンが運営するファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドに含まれる場合、更に報酬を得ることにより利益を得ることとなります。

議決権行使 アドバイザーがファンドが保有する有価証券について議決権を行使する場合、潜在的利益相反が生じることがあります。議決権行使が、（ＪＰモルガンの持株会社である）ＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニーの株式またはファンドの受益権について行われる場合、あるいは議決権行使についての管理者が、当該議決権行使にかかる議案について、ＪＰモルガンの関係会社が投資銀行として関与しているかまたは公正意見書を提供していることを表明している場合、利益相反が存在するとみなされます。そのような利益相反が確認される場合、議決権行使は、独立した第三者によって、アドバイザーの議決権行使ガイドラインに従うか、当該第三者自身のガイドラインを使用して、行使されます。アドバイザーがファンドの資産を、アドバイザーの顧客でもある企業の有価証券に投資する場合、またはアドバイザーまたはその関係会社と重要な取引関係がある企業の有価証券に投資する場合で、当該企業の経営陣に反対する議決権行使が当該企業とアドバイザーまたはその関係会社との取引関係を損ねるか影響する可能性があるとき、潜在的利益相反が起きることがあります。

融資 ＪＰモルガンは、ファンド間の融資またはＪＰモルガン・チェース銀行が提供する与信枠に関して利益相反に直面します。そのような融資や与信枠の提供は、ＪＰモルガンが１つのファンドの利益またはＪＰモルガン自身の利益を、他のファンドの利益より優先した場合、貸し手または借り手となるファンドを害することがあります。ファンドが有価証券貸出取引を実施する場合、アドバイザーの関係会社が有価証券貸出において業務提供者の役割を担う場合、あるいは有価証券貸出取引の一環で報酬を受領する場合、アドバイザーは利益相反に直面します。

個人の取引 ＪＰモルガンとその取締役、役員、代理人または従業員のいずれかが、自身の口座で有価証券取引を行った場合、利益相反に直面します。それは、ファンドが取引するものと同じ有価証券を取引することで利益を得る可能性があり、それによりファンドには不利な影響を引き起こすことがあるからです。

評価 アドバイザーは、ファンドの資産評価方針に従ってファンド内の有価証券と資産を評価します。アドバイザーは、場合によっては、その関係会社が同様の資産について行った評価とは異なる評価をすることがあります。その理由には、当該関係会社が、アドバイザーとは共有しない評価技法・モデル等に関する情報を持っていることが含まれます。このようなことは、特に、市場の相場が容易に入手できない、または市場相場が値付け時の価値を表していない（例えば新興企業のもの）有価証券その他の資産について、公正価値の算出を行った場合に生じます。アドバイザーが運用会社等として受領する報酬金額に影響を与えるため、アドバイザーは資産の評価に際しても利益相反に直面します。

情報アクセス ＪＰモルガンの様々な他の事業の結果、関係会社は随時、ある市場と投資に関する情報を入手することがあります。当該情報は、アドバイザーが知ったとしたら、ファンドが保有する投資資産を処分、保持または追加するようになるようなものであり、またはファンドのために持ち高を持ちたくなるようなものです。しかし、ＪＰモルガン内部の情報隔壁により、それがファンドの運用に関係するとしても、アドバイザーはそのような情報に触れることを制限されます。そのような関係会社は、アドバイザーが利用できない情報に基づいても、ファンドとは異なる形で取引することができます。

アドバイザーが有価証券の発行体に関していわゆるインサイダー情報を入手するか、入手したとみなされた場合、当該情報が公開されるか重要とはみなされなくなるまで、アドバイザーはその発行体の有価証券を、ファンドを含む顧客のために購入・売却することを制限されます。（そのような発行体には、ファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドを含むことがあります。）

贈答・接待 アドバイザーの従業員は、時折、顧客、ブローカー等の仲介者またはファンドもしくはアドバイザーの業務提供者から、贈答・接待を受けることがあります。そのような贈答・接待は、アドバイザーの従業員の判断または従業員が業務を行う方法に影響を及ぼし、または影響を及ぼすことがあると見られる可能性があります。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.85%（税抜3.5%）が上限となっています。

申込手数料^{*}の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

^{*} 購入時における当ファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。

分配金再投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

当ファンドによる各マザーファンドの受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

ただし、当ファンドの受益権の換金時において信託財産留保額^{*}として、換金申込日の翌営業日の基準価額に対し0.1%を乗じて得た額がかかります。

^{*} 「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性に資するため、信託満了前の解約に対し解約者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

当ファンドによる各マザーファンドの受益証券の換金時に、換金手数料および信託財産留保額はかかりません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.9382%（税抜1.762%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

	委託会社	販売会社	受託会社
信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	年率0.946% (税抜0.86%)	年率0.946% (税抜0.86%)	年率0.0462% (税抜0.042%)
	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務等の対価	受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務等の対価	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務等の対価

委託会社の受ける報酬には、各マザーファンドの受益証券への投資比率を決定する権限の委託にかかる投資顧問会社への報酬^{*}（信託財産の純資産総額に対し年0.05%）および各マザーファンドの運用委託先への報酬^{*}が含まれています。

^{*} 投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として投資顧問会社および各マザーファンドの運用委託先に支払われます。

各マザーファンドの運用委託先への報酬は、所定の報酬対象期間^{*}の毎月末時点における当ファンドが保有する各マザーファンドの受益証券の時価総額を平均した額に、マザーファンド毎に以下の料率を乗じ、当該報酬対象期間の日数に応じて日割り計算して得た額の合計額とします。

^{*} 信託約款第37条第4項をご参照ください。

ファンド名	年率
G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）	0.35%
G I M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）	0.40%

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

各マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

（イ） 以下の費用等を信託財産で負担します。

有価証券取引にかかる費用（売買委託手数料）^{*}および外国為替取引にかかる費用^{*}が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

^{*} 当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。

外貨建資産の保管費用^{*}が実費でかかります。

^{*} 当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。なお、インド株キャピタル・ゲイン税等およびそれに関連する費用はそれぞれの性質に応じて費用計上されます。

投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

（a）運用報酬

（b）運用に付随して発生する費用

（c）法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

投資信託証券の銘柄によってはこれら以外の費用がかかる場合があります。

各マザーファンドにおいても、前記 から までの費用等を負担します。

また、各マザーファンドにおいて、先物取引およびオプション取引を行う場合、当該取引にかかる費用（売買委託手数料）が実費でかかります。さらに、カバード・ワラント、株価連動社債または仕組債に投資する場合、その発行体が発行に関連する費用を発行価格に転嫁している場合があります。この場合、各マザーファンドは間接的に当該費用を負担することとなります。

（イ）に記載される費用等は、当ファンドおよび各マザーファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、事前に確定しておらず、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用等の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載していません。さらに、（イ）に記載される費用等の合計額は、受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。当該費用等は、認識された時点で、当ファンドおよび各マザーファンドの計理基準にしたがい信託財産に計上されます。当該費用等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

（ロ）当ファンドに関し委託会社が行う事務にかかる諸費用（監査費用および委託会社が第三者に当該事務を委託する場合の委託費用を含みます。）ならびにこれにかかる消費税等に相当する金額（以下「委託会社事務費用」といいます。）については、受益者の負担とすることができ、負担とする場合には信託財産中から支弁します。なお、委託会社事務費用には、各マザーファンドに関し委託会社が行う事務にかかる諸費用のうち当該マザーファンドの信託財産中から支弁されていないものであって、委託会社が当ファンドに関連して生じたと合理的な根拠をもって認めるものを含みます。

（ハ）委託会社は、委託会社事務費用のうち監査費用^{*}については、その支払いを信託財産のためにを行い、当該支払いに対し実費相当額の支弁を信託財産から受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.022%（税抜0.02%）（上限）を乗じて得た額、または年間330万円（税抜300万円）のうちいずれか少ない額を監査費用とみなし、その支弁を信託財産中から受けるものとします。

^{*} 信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

（ニ）委託会社は、以下に掲げる委託会社事務費用については、その支払いを信託財産のために行い、当該支払いに対し実費相当額の支弁を信託財産から受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に一定の率（以下「みなし事務費用率」といいます。）を乗じて得た額を当該委託会社事務費用とみなし、その支弁を信託財産中から受けるものとします。

目論見書の作成・印刷・交付にかかる費用

有価証券届出書、有価証券報告書その他の金融商品取引法に基づく開示書類（前記 に掲げるものを除きます。）の作成・印刷・提出にかかる費用

運用報告書その他の当ファンドの内容にかかる開示または報告を行う資料（前記 ・ に掲げるものを除きます。）の作成・印刷・交付にかかる費用

振替受益権の管理および振替機関等の利用に伴い生じる手数料その他の費用

当ファンドにかかる計理事務（追加信託および一部解約の処理、運用の指図に伴う取引約定の処理、基準価額の算出、計算期間終了時における決算処理等）ならびにこれに付随する事務（法定帳簿の管理等）にかかる費用

なお、みなし事務費用率は、前記 から までに掲げる費用を合理的に見積もったうえで、委託会社があらかじめ定めた合理的な基準により決定するものとします。ただし、年率0.088%（税抜0.08%）を上限とします。

（ホ）委託会社は、前記（ハ）および（ニ）の支弁を、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は2025年４月末現在適用されるものです。

個別元本について

追加型の株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。）。

収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱いについて

（ア）個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

^{*} 2037年12月31日までの税率です。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります（損益通算については後記「（ハ）損益通算について」をご参照ください。）。

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

*1 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。

*2 2037年12月31日までの税率です。

（ハ）損益通算について

公募株式投資信託^{*1}（当ファンドを含みます。以下同じ。）の配当所得および譲渡所得、ならびにその他の上場株式等^{*2}の利子所得、配当所得および譲渡所得の各所得間において損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

*1 「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において債券以外の組入れが可能である投資信託をいいます。

*2 「上場株式等」とは、上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託ならびに特定公社債および公募公社債投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

（ニ）少額投資非課税制度について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度である「NISA」の適用対象となります。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

なお、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは販売会社にご確認ください。

上記は2025年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

（b）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。益金不算入制度は適用されません。

* 2037年12月31日までの税率です。

外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が前記と異なる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

ファンドの直近の運用報告書対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（ ＋ ）	運用管理費用の比率（ ）	その他費用の比率（ ）
年率2.34%	年率1.95%	年率0.39%

対象期間：2024年３月12日～2025年３月11日

総経費率は、期中の運用・管理にかかった費用の総額を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した数値です。

各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

(１) 【投資状況】

(2025年 4 月10日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド (適格機関投資家専用)	日本	49,282,799	78.85
G I M・B R I C S 5・マザーファンド (適格機関投資家専用)	日本	13,324,620	21.32
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	108,870	0.17
合計 (純資産総額)		62,498,549	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

（参考）ＧＩＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（2025年４月10日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	43,031,908	1.05
	メキシコ	183,830,392	4.51
	ブラジル	140,177,256	3.44
	チリ	31,932,852	0.78
	コロンビア	112,005,418	2.75
	ペルー	84,724,295	2.08
	トルコ	132,641,059	3.25
	チェコ	114,361,552	2.80
	ハンガリー	48,847,741	1.20
	ポーランド	153,390,731	3.76
	ルーマニア	38,207,835	0.94
	マレーシア	180,238,545	4.42
	タイ	198,469,368	4.87
	インドネシア	227,603,621	5.58
	中国	1,998,702,798	49.00
	エジプト	95,414,250	2.34
	南アフリカ	121,720,777	2.98
	セルビア	4,401,038	0.11
	小計	3,909,701,436	95.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	169,438,812	4.15
合計(純資産総額)		4,079,140,248	100.00

（注１）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

（注２）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。具体的な投資対象については、「第１ファンドの状況 １ ファンドの性格 （１）ファンドの目的及び基本的性格 （二）ファンドの特色」をご参照ください。

（参考）ＧＩＭ・ＢＲＩＣＳ５・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（2025年4月10日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,365,211,501	6.70
	ブラジル	4,042,012,475	19.83
	イギリス	-	-
	ロシア	-	-
	香港	4,311,805,158	21.15
	中国	641,717,481	3.15
	インド	5,099,452,162	25.01
	南アフリカ	4,243,818,162	20.82
	小計	19,704,016,939	96.65
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	683,776,212	3.35
合計（純資産総額）		20,387,793,151	100.00

（注１）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

（注２）上記の「国／地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国／地域を表しています。具体的な投資対象については、「第１ファンドの状況 １ ファンドの性格 （１）ファンドの目的及び基本的性格 （二）ファンドの特色」をご参照ください。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2025年4月10日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	G I M新興国現地通貨ソブリン・マザー ファンド（適格機関投資家専用）	22,171,495	2.2387	49,637,516	2.2228	49,282,799	78.85
2	日本	親投資信託 受益証券	G I M・ＢＲＩＣＳ５・マザーファンド （適格機関投資家専用）	3,130,932	4.4801	14,026,888	4.2558	13,324,620	21.32

（参考）ＧＩＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（2025年4月10日現在）

順位	国／地域	投資国／地域	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
1	中国	中国	国債 証券	CHINA GOVT2.68%MAY30INBK	19,000,000	2,094.58	397,971,338	2,103.53	399,671,568	2.68	2030/5/21	9.80
2	中国	中国	国債 証券	CHINA GOVT3.27%NOV30INBK	16,500,000	2,176.16	359,066,706	2,190.30	361,400,127	3.27	2030/11/19	8.86
3	中国	中国	国債 証券	CHINAGOV2.64%JAN28 INBK	17,000,000	2,054.83	349,322,245	2,059.69	350,147,392	2.64	2028/1/15	8.58
4	中国	中国	国債 証券	CHINAGOV2.27%MAY34 INBK	14,000,000	2,078.56	290,999,303	2,094.88	293,283,986	2.27	2034/5/25	7.19
5	中国	中国	国債 証券	CHINA GOVT3.81%SEP50INBK	8,000,000	2,669.39	213,551,375	2,738.64	219,091,502	3.81	2050/9/14	5.37
6	中国	中国	国債 証券	CHINA GOVT2.85%JUN27INBK	7,300,000	2,056.99	150,160,560	2,055.47	150,049,742	2.85	2027/6/4	3.68
7	中国	中国	国債 証券	CHINAGOV3.53%OCT51 INBK	4,000,000	2,582.96	103,318,501	2,643.70	105,748,199	3.53	2051/10/18	2.59
8	ポーランド	ポーランド	国債 証券	POLAND 1.75% APR32 0432	2,850,000	2,944.26	83,911,548	3,049.70	86,916,727	1.75	2032/4/25	2.13
9	トルコ	トルコ	国債 証券	TURKEY GOVT 36% AUG26 2Y	22,860,780	389.82	89,116,178	354.37	81,013,580	36	2026/8/12	1.99
10	コロンビア	コロンビア	国債 証券	COLOMBIA TES 7% MAR31	2,710,600,000	2.82	76,676,145	2.73	74,084,353	7	2031/3/26	1.82
11	チェコ	チェコ	国債 証券	CZECH REPUBLIC 4.5% 154	10,630,000	654.08	69,528,997	664.66	70,653,992	4.5	2032/11/11	1.73

12	中国	中国	国債証券	CHINAGOV2.67%MAY33 INBK	3,110,000	2,123.84	66,051,692	2,140.24	66,561,703	2.67	2033/5/25	1.63
13	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN27 NTNF	2,710,000	2,397.11	64,961,923	2,431.31	65,888,662	10	2027/1/1	1.62
14	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 7.75% NOV42	10,770,000	583.93	62,890,190	589.08	63,444,413	7.75	2042/11/13	1.56
15	タイ	タイ	国債証券	THAI GOVT 2.4% NOV27	14,300,000	435.55	62,283,836	438.89	62,762,228	2.4	2027/11/17	1.54
16	インドネシア	インドネシア	国債証券	INDON 10.5% AUG30 FR52	6,191,000,000	1.01	62,748,880	1.00	62,242,580	10.5	2030/8/15	1.53
17	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 7.75% MAY31	8,700,000	670.75	58,355,717	680.43	59,197,670	7.75	2031/5/29	1.45
18	タイ	タイ	国債証券	THAI GOVT 3.35% JUN33	12,005,000	470.86	56,527,664	477.25	57,294,187	3.35	2033/6/17	1.40
19	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 7.5% MAY31	8,780,000	644.76	56,610,391	650.51	57,115,512	7.5	2033/5/26	1.40
20	エジプト	エジプト	国債証券	EGYPTGOVT22.576% JAN28 3Y	18,500,000	280.30	51,857,278	279.63	51,731,601	22.576	2028/1/7	1.27
21	マレーシア	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 3.899% NOV27	1,310,000	3,321.99	43,518,191	3,325.71	43,566,840	3.899	2027/11/16	1.07
22	中国	中国	国債証券	CHINAGOV3.12%OCT52 INBK	1,700,000	2,425.98	41,241,709	2,498.67	42,477,391	3.12	2052/10/25	1.04
23	タイ	タイ	国債証券	THAI GOVT 1.585% DEC35	10,200,000	410.22	41,843,380	416.35	42,467,884	1.585	2035/12/17	1.04
24	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN29 NTNF	1,770,000	2,266.64	40,119,574	2,290.91	40,549,241	10	2029/1/1	0.99
25	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S.AFRICA 9% JAN40 2040	6,600,000	634.05	41,847,525	603.34	39,820,722	9	2040/1/31	0.98
26	インドネシア	インドネシア	国債証券	INDON 7% FEB33 FR96	4,615,000,000	0.87	40,470,048	0.86	39,819,660	7	2033/2/15	0.98
27	マレーシア	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 4.498% APR30	1,080,000	3,418.16	36,916,133	3,427.03	37,011,966	4.498	2030/4/15	0.91
28	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S.AFRICA8.875%FEB35 2035	5,475,000	677.27	37,080,750	659.44	36,104,864	8.875	2035/2/28	0.89
29	マレーシア	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 4.457% MAR53	1,000,000	3,438.63	34,386,351	3,479.12	34,791,240	4.457	2053/3/31	0.85
30	インドネシア	インドネシア	国債証券	INDON 6.5% FEB31 FR87	3,930,000,000	0.85	33,498,305	0.84	33,292,460	6.5	2031/2/15	0.82

（注）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国/地域」は、「第１ファンドの状況 １ ファンドの性格 （１）ファンドの目的及び基本的性格 （二）ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国/地域」における国/地域名が異なる場合があります。

（参考）ＧＩＭ・ＢＲＩＣＳ５・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（2025年4月10日現在）

順位	国／地域	投資国／地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	香港	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	メディア・娯楽	136,700	7,189.61	982,820,234	8,351.91	1,141,706,917	5.60
2	ブラジル	ブラジル	株式	ITAUSA SA	銀行	4,049,374	227.35	920,655,012	242.03	980,075,496	4.81
3	南アフリカ	南アフリカ	株式	NASPERS LIMITED-N SHS	一般消費財・サービス流通・小売り	23,539	28,022.28	659,616,449	32,232.14	758,712,565	3.72
4	ブラジル	ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO SA-PETROBRAS-PR	エネルギー	858,166	937.87	804,849,451	839.54	720,470,073	3.53
5	香港	中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	一般消費財・サービス流通・小売り	349,404	1,528.59	534,098,081	1,961.14	685,232,956	3.36
6	インド	インド	株式	ICICI BANK LIMITED	銀行	287,301	2,095.51	602,044,848	2,224.36	639,063,151	3.13
7	南アフリカ	南アフリカ	株式	GOLD FIELDS LIMITED	素材	193,840	2,230.39	432,338,976	3,178.69	616,157,657	3.02
8	インド	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	271,230	2,204.69	597,980,080	2,026.94	549,769,242	2.70
9	インド	インド	株式	HDFC BANK LTD	銀行	172,113	2,798.84	481,717,179	3,018.15	519,462,851	2.55
10	アメリカ	ブラジル	株式	MERCADOLIBRE INC	一般消費財・サービス流通・小売り	1,625	269,726.76	438,305,985	290,978.76	472,840,486	2.32
11	南アフリカ	南アフリカ	株式	CLICKS GROUP LTD	生活必需品流通・小売り	175,572	2,834.86	497,722,918	2,534.37	444,965,621	2.18
12	ブラジル	ブラジル	株式	BANCO DO BRASIL SA	銀行	592,885	639.11	378,921,139	699.62	414,795,330	2.03
13	南アフリカ	南アフリカ	株式	FIRSTRAND LTD	金融サービス	822,084	580.25	477,018,762	502.76	413,312,267	2.03
14	南アフリカ	南アフリカ	株式	ABSA GROUP LIMITED	銀行	346,118	1,456.44	504,101,865	1,189.04	411,551,400	2.02
15	アメリカ	ブラジル	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISLANDS-A	銀行	249,875	1,719.39	429,634,156	1,604.25	400,863,767	1.97
16	インド	インド	株式	INFOSYS LIMITED	ソフトウェア・サービス	152,535	3,104.41	473,532,629	2,400.32	366,133,879	1.80
17	香港	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	3,077,000	113.95	350,650,612	116.04	357,057,849	1.75
18	ブラジル	ブラジル	株式	B3 SA-BRAZIL BOLSA BALCAO	金融サービス	1,114,572	260.94	290,836,485	306.82	341,978,746	1.68
19	南アフリカ	南アフリカ	株式	CAPITEC BANK HOLDINGS LIMITED	銀行	15,163	22,935.76	347,775,013	21,441.74	325,121,255	1.59
20	インド	インド	株式	KOTAK MAHINDRA BANK LIMITED	銀行	90,552	3,007.20	272,308,518	3,510.11	317,848,115	1.56
21	南アフリカ	南アフリカ	株式	SHOPRITE HOLDINGS LTD	生活必需品流通・小売り	157,890	2,220.53	350,599,545	1,955.18	308,704,002	1.51
22	インド	インド	株式	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	自動車・自動車部品	67,762	4,988.66	338,042,155	4,314.50	292,359,217	1.43
23	ブラジル	ブラジル	株式	RAIA DROGASIL SA	生活必需品流通・小売り	543,259	535.24	290,775,179	533.98	290,090,358	1.42
24	南アフリカ	南アフリカ	株式	BID CORP LTD	生活必需品流通・小売り	89,406	3,475.84	310,760,996	3,217.40	287,654,954	1.41
25	ブラジル	ブラジル	株式	WEG SA	資本財	245,262	1,365.71	334,957,348	1,144.85	280,790,348	1.38
26	ブラジル	ブラジル	株式	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	金融サービス	315,682	757.60	239,163,392	857.95	270,839,608	1.33
27	南アフリカ	南アフリカ	株式	SANLAM LIMITED	保険	460,718	650.76	299,819,886	547.69	252,332,668	1.24
28	南アフリカ	南アフリカ	株式	BIDVEST GROUP LIMITED	資本財	154,675	2,001.86	309,638,082	1,580.84	244,517,231	1.20
29	インド	インド	株式	AXIS BANK LIMITED	銀行	127,594	1,786.04	227,888,231	1,815.42	231,636,891	1.14
30	香港	中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD- H	銀行	292,500	779.91	228,125,431	781.80	228,679,133	1.12

（注）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国/地域」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（2）ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国/地域」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別および業種別投資比率

（2025年4月10日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.17

（参考）G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（2025年4月10日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	95.85

（参考）G I M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（2025年4月10日現在）

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	不動産管理・開発	0.37
		エネルギー	6.70
		素材	6.07
		資本財	4.53
		商業・専門サービス	1.08
		運輸	0.89
		自動車・自動車部品	3.54
		耐久消費財・アパレル	0.78
		消費者サービス	2.35
		メディア・娯楽	6.65
		一般消費財・サービス流通・小売り	10.96
		生活必需品流通・小売り	6.53
		食品・飲料・タバコ	1.73
		家庭用品・パーソナル用品	0.83
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.07
		銀行	24.95
		金融サービス	7.32
		保険	4.56
		ソフトウェア・サービス	2.67
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.01
		電気通信サービス	1.25
		公益事業	0.81
合計		96.65	

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2025年４月10日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	１口当たり 純資産額 (円) (分配落)	１口当たり 純資産額 (円) (分配付)
１期	(2019年３月11日)	69	69	1.0304	1.0304
２期	(2020年３月11日)	162	162	0.9760	0.9760
３期	(2021年３月11日)	181	181	1.0982	1.0982
４期	(2022年３月11日)	122	122	1.0785	1.0785
５期	(2023年３月13日)	88	88	1.1679	1.1679
６期	(2024年３月11日)	67	67	1.3524	1.3524
７期	(2025年３月11日)	63	63	1.3774	1.3774
	2024年４月末日	68	-	1.4214	-
	2024年５月末日	68	-	1.4281	-
	2024年６月末日	71	-	1.4577	-
	2024年７月末日	68	-	1.4000	-
	2024年８月末日	67	-	1.3697	-
	2024年９月末日	66	-	1.3994	-
	2024年10月末日	68	-	1.4412	-
	2024年11月末日	66	-	1.3930	-
	2024年12月末日	67	-	1.4533	-
	2025年１月末日	66	-	1.4394	-
	2025年２月末日	64	-	1.4033	-
	2025年３月末日	65	-	1.4082	-
	2025年４月10日	62	-	1.3520	-

【分配の推移】

期	１口当たり分配金（円）
１期	0.0000
２期	0.0000
３期	0.0000
４期	0.0000
５期	0.0000
６期	0.0000
７期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率（％）
１期	3.04
２期	5.28
３期	12.52
４期	1.79
５期	8.29
６期	15.80
７期	1.85

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
１期	69,878,742	2,838,357	67,040,385
２期	124,702,409	25,659,495	166,083,299
３期	56,533,661	56,981,730	165,635,230
４期	21,606,871	73,290,756	113,951,345
５期	3,528,009	41,825,168	75,654,186
６期	2,836,674	28,938,051	49,552,809
７期	4,155,708	7,524,607	46,183,910

（注１）第１期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

（注２）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

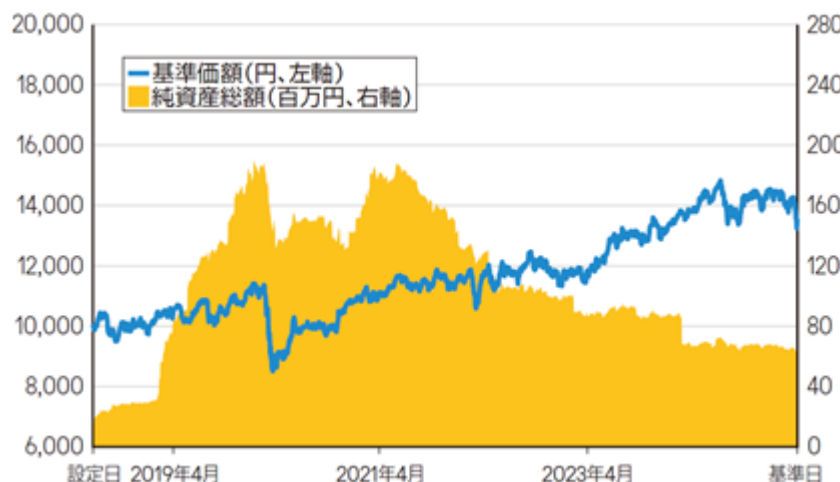
最新の運用実績は、委託会社ホームページ（am.jpmorgan.com/jp）、または販売会社でご確認いただけます。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2025年4月10日	設定日	2018年6月25日
純資産総額	62百万円	決算回数	年1回

J P M新興国年1回決算ファンド

基準価額・純資産の推移



* 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
3期	2021年3月	0
4期	2022年3月	0
5期	2023年3月	0
6期	2024年3月	0
7期	2025年3月	0
	設定来累計	0

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

ポートフォリオの構成状況

資産の種類	投資比率 ¹
G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）	78.9%
G I M・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）	21.3%
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-0.2%
合計（純資産総額）	100.0%

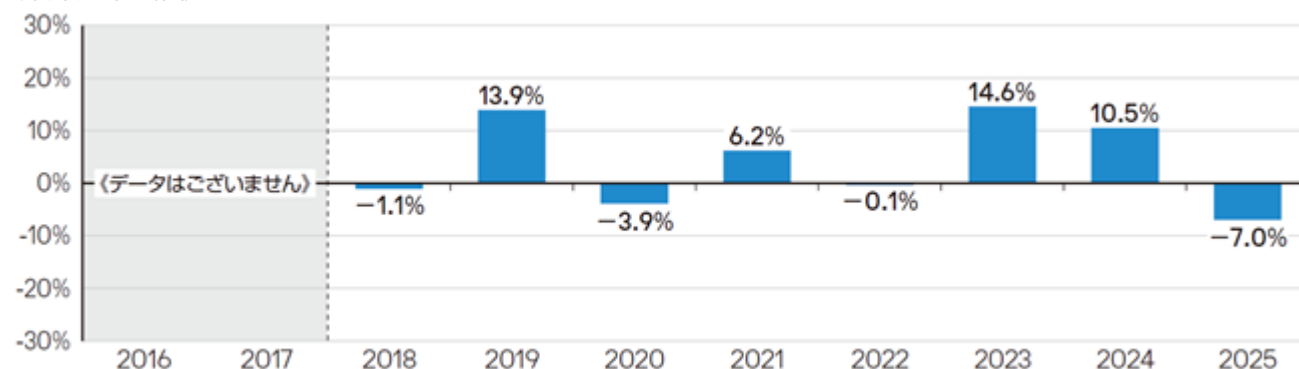
国（地域）別構成状況

投資国/地域 ²	投資比率 ³
中国	44.1%
ブラジル	7.8%
南アフリカ	6.8%
インド	5.6%
インドネシア	4.4%
その他	27.5%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 ³
オフショア元	39.3%
ブラジルリアル	6.9%
南アフリカランド	6.8%
インドルピー	5.3%
香港ドル	4.5%
その他	33.4%

年間収益率の推移



* 年間収益率（%）＝（年末営業日の基準価額÷前年末営業日の基準価額－1）×100

* 2018年の年間収益率は設定日から年末営業日、2025年の年間収益率は前年末営業日から2025年4月10日までのものです。

* ベンチマークは設定していません。

* 当ページおよび次ページにおける「ファンド」は、J P M新興国年1回決算ファンドです。

上記において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

1 各比率はファンドの純資産総額に対する比率を記載しています。

2 「投資国/地域」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（2）ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。

3 ファンドは各マザーファンドを通じて投資を行うため、各マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

組入上位銘柄

G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

順位	銘柄名	種類	クーポン(%)	償還日	投資国/地域 ^{*1}	通貨	投資比率 ^{*2}
1	中国国債	国債証券	2.680	2030/5/21	中国	オフショア元	7.7%
2	中国国債	国債証券	3.270	2030/11/19	中国	オフショア元	7.0%
3	中国国債	国債証券	2.640	2028/1/15	中国	オフショア元	6.8%
4	中国国債	国債証券	2.270	2034/5/25	中国	オフショア元	5.7%
5	中国国債	国債証券	3.810	2050/9/14	中国	オフショア元	4.2%
6	中国国債	国債証券	2.850	2027/6/4	中国	オフショア元	2.9%
7	中国国債	国債証券	3.530	2051/10/18	中国	オフショア元	2.0%
8	ポーランド国債	国債証券	1.750	2032/4/25	ポーランド	ポーランドズロチ	1.7%
9	トルコ国債	国債証券	36.000	2026/8/12	トルコ	トルコリラ	1.6%
10	コロンビア国債	国債証券	7.000	2031/3/26	コロンビア	コロンビアペソ	1.4%

G I M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

順位	銘柄名	種類	投資国/地域 ^{*1}	通貨	業種	投資比率 ^{*2}
1	騰訊控股	株式	中国	香港ドル	メディア・娯楽	1.2%
2	イタウ	株式	ブラジル	ブラジルレアル	銀行	1.0%
3	ナスパズ	株式	南アフリカ	南アフリカランド	一般消費財・サービス流通・小売り	0.8%
4	ブラジル石油公社	株式	ブラジル	ブラジルレアル	エネルギー	0.8%
5	アリババグループ・ホールディング	株式	中国	香港ドル	一般消費財・サービス流通・小売り	0.7%
6	ICICI銀行	株式	インド	インドルピー	銀行	0.7%
7	ゴールド・フィールズ	株式	南アフリカ	南アフリカランド	素材	0.6%
8	リライアンス・インダストリーズ	株式	インド	インドルピー	エネルギー	0.6%
9	HDFC銀行	株式	インド	インドルピー	銀行	0.5%
10	メルカドリブレ	株式	ブラジル	米ドル	一般消費財・サービス流通・小売り	0.5%

上記において、投資比率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 「投資国/地域」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（2）ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- ファンドは各マザーファンドを通じて投資を行うため、各マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、米国の銀行休業日には、取得申込みの受付は行いません。

取得申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

申込価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。取得申込みには申込手数料を要します。

申込単位

販売会社が定める単位とします。

ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、１円以上１円単位とします。

受渡方法

（a）取得申込代金の支払いについて

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

（b）受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資者にかかる受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資者が販売会社に取得申込みと同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

受付時間

原則として、購入の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

申込みの中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。）により、基準価額が確定できない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資者がその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

２【換金（解約）手続等】

換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受付けます。

ただし、米国の銀行休業日には、換金申込みの受付は行いません。

換金申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

換金価格

換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。

（課税については、「第１ ファンドの状況 ４ 手数料等及び税金 （５）課税上の取扱い」をご参照ください。）

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「１ 申込（販売）手続等 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

換金時に手数料はかかりません。

信託財産留保額

換金申込日の翌営業日の基準価額に対し0.1%を乗じて得た額とします。

換金単位

販売会社が定める単位とします。

受渡方法

（a）換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して５営業日目から、販売会社の本・支店等において支払います。

（b）受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかる当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。

受付時間

原則として、換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。）により、基準価額が確定できない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受け付けたものとして取扱うこととします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

受益権１口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権１口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権１万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権１万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限です。

ただし、後記「（５）その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年３月12日から翌年３月11日までとします。

ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として毎年３月11日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

(5) 【その他】

信託の終了等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

(a) 信託契約の解約

- a . 委託会社は、当ファンドの受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、前記 a . の場合において、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c . 前記 b . の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下 c . において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d . 前記 b . の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e . 前記 b . から d . までの規定は、前記 a . において委託会社が当ファンドの信託契約の解約をしようとする場合において、当該解約につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 b . から d . までに規定する当ファンドの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(b) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「 信託約款の変更等」の規定にしたがいます。

(c) 委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「 信託約款の変更等」での書面決議で否決された場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

（e）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「信託約款の変更等」の規定にしたがうとともに、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は、新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受益者は、前記の手続による場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

信託約款の変更等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

- （a）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- （b）委託会社は、前記（a）の場合のうち重大なもの（以下「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を行います。「重大な約款の変更等」とは、信託約款の変更のうちその内容が重大なもの、および併合のうち受益者の利益に及ぼす影響が軽微でないものをいいます（以下同じ。）。この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （c）前記（b）の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下（c）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （d）前記（b）の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- （e）書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- （f）前記（b）から（e）までの規定は、前記（a）において委託会社が重大な約款の変更等を行う場合において、当該重大な約款の変更等につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- （g）前記（a）から（f）までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。以下（g）において同じ。）の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成します。そのうえで、委託会社は交付運用報告書を知れている受益者に対して販売会社を通して交付等を行います。また、運用報告書（全体版）のすべての内容を委託会社のホームページに掲載することで、委託会社は運用報告書（全体版）にかかる情報を電磁的方法により提供します。ただし、受益者から書面による運用報告書（全体版）にかかる情報の提供の請求があった場合には、販売会社を通して交付します。

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

関係会社との契約の更新等に関する手続について

- （a）委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の３ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。
- （b）委託会社と運用委託先との間の投資運用の委託（ともに各マザーファンドにかかるもの）、ならびに委託会社とＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドとの間の投資比率決定の権限の委託（当ファンドにかかるもの）に関する契約には期限の定めはありません。

委託会社が行う公告

委託会社が当ファンドについて行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対受益者の換金について

前記（a）b．または（b）における書面決議において、当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行うことが決議された場合に、当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。ただし、当該受益者は、前記「２ 換金（解約）手続等」のとおり、原則として毎営業日に自己に帰属する受益権を解約請求により換金することができます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。ただし、分配金再投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について前記の支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

（３）受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

（４）帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第７期計算期間（2024年３月12日から2025年３月11日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＪＰＭ新興国年１回決算ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 6 期 (2024年 3 月11日現在)	第 7 期 (2025年 3 月11日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	67,881,867	64,292,005
未収入金	40	2,441
流動資産合計	67,881,907	64,294,446
資産合計	67,881,907	64,294,446
負債の部		
流動負債		
未払解約金	40	2,441
未払受託者報酬	19,539	15,296
未払委託者報酬	800,154	626,514
その他未払費用	46,400	36,322
流動負債合計	866,133	680,573
負債合計	866,133	680,573
純資産の部		
元本等		
元本	1 49,552,809	1 46,183,910
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	17,462,965	17,429,963
（分配準備積立金）	13,348,600	13,353,472
元本等合計	67,015,774	63,613,873
純資産合計	67,015,774	63,613,873
負債純資産合計	67,881,907	64,294,446

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 6 期 (自 2023年 3 月14日 至 2024年 3 月11日)	第 7 期 (自 2024年 3 月12日 至 2025年 3 月11日)
営業収益		
有価証券売買等損益	15,287,521	2,531,302
営業収益合計	15,287,521	2,531,302
営業費用		
受託者報酬	40,442	31,229
委託者報酬	1,656,029	1,278,918
その他費用	96,041	74,134
営業費用合計	1,792,512	1,384,281
営業利益又は営業損失（ ）	13,495,009	1,147,021
経常利益又は経常損失（ ）	13,495,009	1,147,021
当期純利益又は当期純損失（ ）	13,495,009	1,147,021
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	4,583,159	325,877
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	12,701,756	17,462,965
剰余金増加額又は欠損金減少額	776,123	1,814,634
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	776,123	1,814,634
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,926,764	2,668,780
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,926,764	2,668,780
分配金	2 -	2 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	17,462,965	17,429,963

(３) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第 6 期 (2024年 3 月11日現在)	第 7 期 (2025年 3 月11日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 6 期 (2024年 3 月11日現在)	第 7 期 (2025年 3 月11日現在)
1 期首元本額	75,654,186円	49,552,809円
期中追加設定元本額	2,836,674円	4,155,708円
期中一部解約元本額	28,938,051円	7,524,607円
受益権の総数	49,552,809口	46,183,910口
1 口当たりの純資産額 (1 万口当たりの純資産額)	1.3524円 (13,524円)	1.3774円 (13,774円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第 6 期 (自 2023年 3 月14日 至 2024年 3 月11日)	第 7 期 (自 2024年 3 月12日 至 2025年 3 月11日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	J P M新興国年 1 回決算ファンド 純資産総額に年率 0.05% を乗じて得た額 G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド (適格機関投資家専用) 報酬対象期間の毎月末時点におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額を平均した額に年率0.35% を乗じ、当該報酬対象期間の日数に応じて実日数に基づき日割り計算して得た金額 G I M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用） 報酬対象期間の毎月末時点におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額を平均した額に年率0.40% を乗じ、当該報酬対象期間の日数に応じて実日数に基づき日割り計算して得た金額 上記それぞれに算出した額の合計額	J P M新興国年 1 回決算ファンド 同左 G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド (適格機関投資家専用) 同左 G I M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用） 同左 上記それぞれに算出した額の合計額
2 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	2,560,969円	1,938,064円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	4,960,925円	- 円
収益調整金額	4,114,365円	4,076,491円
分配準備積立金額	5,826,706円	11,415,408円
当ファンドの分配対象収益額	17,462,965円	17,429,963円
当ファンドの期末残存口数	49,552,809口	46,183,910口
1万口当たり収益分配対象額	3,524.11円	3,774.03円
1万口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される各親投資信託受益証券であります。 G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用) G I M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用) 各親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、各親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。各親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)当ファンドは、運用の一部または全部について外部委託をしております。 運用商品部門は外部委託先が適切に運用業務を行っているか継続的にモニタリングします。運用商品部門はその結果重大な問題があると判断する場合は、リスク管理を担当する部署が主催し、リスク管理上の重要な事項について決議または審議を行う委員会に報告し、対応を協議します。また運用商品部門は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、同委員会に報告します。

金融商品の時価等に関する事項

	第 6 期 (2024年 3 月11日現在)	第 7 期 (2025年 3 月11日現在)
1．貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)有価証券以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第 6 期 (2024年 3 月11日現在)	第 7 期 (2025年 3 月11日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価 差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価 差額（円）
親投資信託受益証券	7,911,814	2,305,880
合計	7,911,814	2,305,880

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表（2025年 3 月11日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファ ンド（適格機関投資家専用）	22,448,804	50,265,117	
		G I M・B R I C S 5・マザーファンド（適 格機関投資家専用）	3,130,932	14,026,888	
合計			25,579,736	64,292,005	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ＧＩＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券および「ＧＩＭ・ＢＲＩＣＳ５・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「ＧＩＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(2024年 3月11日現在)	(2025年 3月11日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		57,279,255	155,902,783
金銭信託		15,085,273	-
コール・ローン		-	1,926,874
国債証券		4,457,273,938	3,930,627,836
派生商品評価勘定		34,914,920	21,687,492
未収利息		60,397,699	43,580,970
前払費用		13,979,329	13,686,128
差入委託証拠金		8,975,606	3,885,665
流動資産合計		4,647,906,020	4,171,297,748
資産合計		4,647,906,020	4,171,297,748
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		40,412,745	27,013,642
未払金		408,942	7,578,014
未払解約金		4,137,023	2,448
流動負債合計		44,958,710	34,594,104
負債合計		44,958,710	34,594,104
純資産の部			
元本等			
元本	1	2,105,671,931	1,847,459,553
剰余金			
剰余金又は欠損金（　）		2,497,275,379	2,289,244,091
元本等合計		4,602,947,310	4,136,703,644
純資産合計		4,602,947,310	4,136,703,644
負債純資産合計		4,647,906,020	4,171,297,748

（注）「ＧＩＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年３月１１日から９月１０日および９月１１日から翌年３月１０日まで（計算期間終了日が休業日の場合は、その翌営業日まで）であり、当ファンドの計算期間と異なります。

(２) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1 . 有価証券の 評価基準お よび評価方 法	国債証券、特殊債券および社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2 . デリバティ ブ等の評価 基準および 評価方法	(1)デリバティブ取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3 . その他財務 諸表作成の ための基礎 となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条および第61条に従って処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2024年 3 月11日現在)	(2025年 3 月11日現在)
当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2024年 3月11日現在)	(2025年 3月11日現在)
1期首元本額	2,556,800,456円	2,105,671,931円
期中追加設定元本額	163,950,686円	211,631,756円
期中解約元本額	615,079,211円	469,844,134円
元本の内訳（注）		
G I M新興国現地通貨ソブリン・ファンド F（適格機関投資家専用）	1,300,224,481円	1,089,032,260円
J P M新興国毎月決算ファンド	780,208,010円	735,978,489円
J P M新興国年 1 回決算ファンド	25,239,440円	22,448,804円
合 計	2,105,671,931円	1,847,459,553円
受益権の総数	2,105,671,931口	1,847,459,553口
1口当たりの純資産額	2.1860円	2.2391円
（1万口当たりの純資産額）	（21,860円）	（22,391円）

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、国債証券、特殊債券、社債券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、債券関連では将来の債券の価格変動リスクを回避し、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)当ファンドは、運用の一部または全部について外部委託をしております。 運用商品部門は外部委託先が適切に運用業務を行っているか継続的にモニタリングします。運用商品部門はその結果重大な問題があると判断する場合は、リスク管理を担当する部署が主催し、リスク管理上の重要な事項について決議または審議を行う委員会に報告し、対応を協議します。また運用商品部門は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、同委員会に報告します。

金融商品の時価等に関する事項

	(2024年3月11日現在)	(2025年3月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。一部の債券時価に関しては発行体の格付けや債券の償還年限を基にした国債に対する上乗せ金利、取引業者からの提示価格、流動性、将来発生しうるキャッシュフロー、その他個々の債券の特性等を考慮して価格提供会社が算出した価格を利用しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2024年3月11日現在)	(2025年3月11日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	87,157,709	151,628
合計	87,157,709	151,628

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（債券関連）

区分	種類	(2024年 3月11日現在)				(2025年 3月11日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引 売建	194,050,170	-	196,858,100	2,807,930	86,561,826	-	87,059,165	497,339
合計		194,050,170	-	196,858,100	2,807,930	86,561,826	-	87,059,165	497,339

（注）１．先物取引の時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（通貨関連）

区分	種類	(2024年 3月11日現在)				(2025年 3月11日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建								
	アメリカドル	727,080,774	-	701,771,589	25,309,185	441,610,628	-	424,069,367	17,541,261
	メキシコペソ	109,409,748	-	108,433,190	976,558	53,286,165	-	51,634,140	1,652,025
	ユーロ	6,313,350	-	6,270,571	42,779	47,918,474	-	48,266,436	347,962
	トルコリラ	12,903,617	-	12,286,416	617,201	33,471,986	-	32,774,156	697,830
	チェココルナ	6,313,597	-	6,291,807	21,790	29,306,731	-	29,692,294	385,563
	ハンガリーフォリント	34,972,347	-	34,476,534	495,813	6,549,235	-	6,500,283	48,952
	ポーランドズロチ	-	-	-	-	83,303,678	-	82,465,042	838,636
	タイバーツ	95,970,935	-	95,119,214	851,721	-	-	-	-
	南アフリカランド	72,139,165	-	71,075,604	1,063,561	11,383,014	-	11,249,428	133,586
	オフショア元	333,731,954	-	325,539,687	8,192,267	128,615,874	-	123,963,212	4,652,662
	売建								
	アメリカドル	679,254,713	-	661,066,470	18,188,243	387,692,343	-	375,706,001	11,986,342
	メキシコペソ	36,450,854	-	35,877,142	573,712	54,931,423	-	53,324,580	1,606,843
	トルコリラ	63,616,867	-	56,891,383	6,725,484	56,121,217	-	52,554,432	3,566,785
	チェココルナ	105,761,378	-	105,097,998	663,380	92,425,381	-	92,014,517	410,864
	ハンガリーフォリント	166,844,335	-	162,626,246	4,218,089	87,413,523	-	87,586,969	173,446
	ポーランドズロチ	49,861,518	-	49,797,881	63,637	86,964,341	-	85,847,803	1,116,538
	タイバーツ	6,611,601	-	6,525,129	86,472	-	-	-	-
	南アフリカランド	216,166,011	-	213,575,710	2,590,301	11,984,887	-	11,747,662	237,225
	オフショア元	81,768,210	-	79,996,548	1,771,662	72,912,670	-	71,661,205	1,251,465
合計		2,805,170,974	-	2,732,719,119	2,689,895	1,685,891,570	-	1,641,057,527	4,828,811

（注）１．為替予約の時価の算定方法

- （１）対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

- （２）対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

- 換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表（2025年３月11日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEXICO GOVT 7.5% MAY33		8,780,000.00	7,809,722.20	
		MEXICO GOVT 7.75% MAY31		8,700,000.00	8,070,207.00	
		MEXICO GOVT 7.75% NOV42		10,770,000.00	8,677,281.30	
		MEXICO GOVT 8% JUL53		700,000.00	556,353.00	
	計	銘柄数：	4	28,950,000.00	25,113,563.50	
					(180,900,531)	
		組入時価比率：	4.4%		4.6%	
	ブラジルリアル	BRAZIL 10% JAN27 NTN		3,870,000.00	3,676,828.95	
		BRAZIL 10% JAN29 NTN		1,060,000.00	944,574.48	
		BRAZIL 10% JAN35 NTN		220,000.00	171,904.92	
	計	銘柄数：	3	5,150,000.00	4,793,308.35	
					(120,037,383)	
		組入時価比率：	2.9%		3.1%	
	チリペソ	CHILE GOVT 4.7% SEP30		220,000,000.00	209,250,800.00	
	計	銘柄数：	1	220,000,000.00	209,250,800.00	
					(32,496,858)	
		組入時価比率：	0.8%		0.8%	
	コロンビアペソ	COLOMBIA TES 6.25% JUL36		368,500,000.00	243,368,455.00	
		COLOMBIA TES 7.25% OCT34		792,900,000.00	600,479,028.00	
		COLOMBIA TES 7% JUN32		270,000,000.00	215,200,800.00	
		COLOMBIA TES 7% MAR31		2,925,600,000.00	2,427,428,832.00	
		COLOMBIA TES13.25% FEB33		196,400,000.00	215,069,784.00	
	計	銘柄数：	5	4,553,400,000.00	3,701,546,899.00	
					(129,820,652)	
		組入時価比率：	3.1%		3.3%	
	ペルーソル	PERU GOVT 5.4% AUG34		742,000.00	686,075.46	
		PERU GOVT 6.15% AUG32		700,000.00	711,837.00	
		PERU GOVT 7.6% AUG39		831,000.00	873,887.91	
		PERU GOVT7.3% AUG33 GDN		700,000.00	750,995.00	
	計	銘柄数：	4	2,973,000.00	3,022,795.37	
					(120,738,910)	
		組入時価比率：	2.9%		3.1%	
	ウルグアイペソ	URUGUAY 9.75% JUL33		3,057,405.00	3,050,036.65	
	計	銘柄数：	1	3,057,405.00	3,050,036.65	
					(10,559,226)	
		組入時価比率：	0.3%		0.3%	
	ドミニカペソ	DOMREP 10.5% MAR37 REGS		13,500,000.00	13,802,400.00	
	計	銘柄数：	1	13,500,000.00	13,802,400.00	
					(32,298,996)	
		組入時価比率：	0.8%		0.8%	
	ディナール	SERBIA 5.25% JUL35 10Y		3,200,000.00	3,209,856.00	
	計	銘柄数：	1	3,200,000.00	3,209,856.00	
					(4,359,427)	
		組入時価比率：	0.1%		0.1%	
	トルコリラ	TURKEY GOVT 30% SEP29 5Y		7,175,130.00	7,286,703.26	
		TURKEY GOVT 31.08% NOV28		2,848,660.00	2,929,163.13	

		TURKEY GOVT 36% AUG26 2Y		22,860,780.00	22,960,681.60	
		TURKEY GOVT 37% FEB26		1,700,000.00	1,702,363.00	
	計	銘柄数：	4	34,584,570.00	34,878,910.99	
					(139,951,630)	
		組入時価比率：	3.4%		3.6%	
	チェココルナ	CZECH REPUBLIC 2% 103		3,060,000.00	2,561,036.40	
		CZECH REPUBLIC 4.5% 154		12,510,000.00	12,734,429.40	
		CZECH REPUBLIC 4.85% 53		1,620,000.00	1,617,294.60	
		CZECH REPUBLIC 5% 8Y		5,030,000.00	5,283,159.90	
	計	銘柄数：	4	22,220,000.00	22,195,920.30	
					(141,008,462)	
		組入時価比率：	3.4%		3.6%	
	ハンガリーフォリント	HUNGARY 2.25% APR33 33/A		93,000,000.00	67,023,240.00	
		HUNGARY 2% MAY29 29/A		66,000,000.00	55,259,820.00	
		HUNGARY 4.75% NOV32 32/A		99,100,000.00	87,329,893.00	
		HUNGARY 7% OCT35 35/A		75,230,000.00	75,318,771.40	
	計	銘柄数：	4	333,330,000.00	284,931,724.40	
					(113,327,889)	
		組入時価比率：	2.7%		2.9%	
	ポーランドズロチ	POLAND 1.75% APR32 0432		1,150,000.00	883,844.00	
		POLAND 5% OCT34 1034		355,000.00	330,213.90	
		POLAND 6% OCT33 1033		850,000.00	854,607.00	
		POLAND I/L 2% AUG36 CPI		876,000.00	811,020.10	
	計	銘柄数：	4	3,231,000.00	2,879,685.00	
					(109,053,382)	
		組入時価比率：	2.6%		2.8%	
	ルーマニアレイ	ROMANIA GOVT 6.75% APR35		105,000.00	99,799.35	
		ROMANIA GOVT 7.2% OCT33		900,000.00	885,474.00	
		ROMANIA GOVT 7.35% APR31		200,000.00	199,818.00	
	計	銘柄数：	3	1,205,000.00	1,185,091.35	
					(37,891,162)	
		組入時価比率：	0.9%		1.0%	
	マレーシアリングット	MALAYSIA 2.632% APR31		200,000.00	188,090.00	
		MALAYSIA 3.828% JUL34		600,000.00	602,226.00	
		MALAYSIA 3.899% NOV27		1,310,000.00	1,324,305.20	
		MALAYSIA 4.065% JUN50		800,000.00	790,008.00	
		MALAYSIA 4.457% MAR53		1,000,000.00	1,046,400.00	
		MALAYSIA 4.498% APR30		1,080,000.00	1,123,794.00	
		MALAYSIA 4.642% NOV33		300,000.00	318,906.00	
		MALAYSIA 4.696% OCT42		61,000.00	66,150.84	
	計	銘柄数：	8	5,351,000.00	5,459,880.04	
					(180,809,387)	
		組入時価比率：	4.4%		4.6%	
	タイバーツ	THAI GOVT 2.4% NOV27		14,300,000.00	14,487,473.00	
		THAI GOVT 3.35% JUN33		7,205,000.00	7,840,553.05	
		THAI GOVT 3.45% JUN43		9,100,000.00	10,206,014.00	
		THAI GOVT 4% JUN72		1,051,000.00	1,321,159.55	
	計	銘柄数：	4	31,656,000.00	33,855,199.60	
					(146,254,462)	
		組入時価比率：	3.5%		3.7%	
	インドネシアルピア	INDON 10.5% AUG30 FR52		6,191,000,000.00	7,235,793,160.00	
		INDON 6.625% FEB34 100		3,290,000,000.00	3,250,191,000.00	
		INDON 6.75% JUL35 FR103		2,400,000,000.00	2,376,720,000.00	
		INDON 7.5% JUN35 FR80		1,210,000,000.00	1,259,380,100.00	
		INDON 7.5% MAY38 FR75		590,000,000.00	613,594,100.00	
		INDON 7% FEB33 FR96		3,830,000,000.00	3,864,240,200.00	
		INDON 8.25% MAY29 FR78		3,240,000,000.00	3,425,749,200.00	
		INDON 8.25% MAY36 FR72		1,500,000,000.00	1,647,435,000.00	
		INDON 9% MAR29 FR71		1,012,000,000.00	1,094,528,600.00	

	計	銘柄数：	9	23,263,000,000.00	24,767,631,360.00	
					(222,908,682)	
		組入時価比率：	5.4%		5.6%	
	エジプトポンド	EGYPT T-BILL07OCT25 364D		8,600,000.00	7,411,432.70	
		EGYPTGOVT22.576%JAN28 3Y		18,500,000.00	18,881,655.00	
	計	銘柄数：	2	27,100,000.00	26,293,087.70	
					(76,223,661)	
		組入時価比率：	1.8%		1.9%	
	南アフリカランド	S.AFRICA 8.5% JAN37 2037		945,000.00	793,818.90	
		S.AFRICA 9% JAN40 2040		6,600,000.00	5,530,470.00	
		S.AFRICA10.875%MAR382038		1,891,049.00	1,879,513.60	
		S.AFRICA8.75% FEB48 2048		2,135,000.00	1,684,450.95	
		S.AFRICA8.75% JAN44 2044		3,000,000.00	2,385,090.00	
		S.AFRICA8.875%FEB35 2035		4,200,000.00	3,782,352.00	
	計	銘柄数：	6	18,771,049.00	16,055,695.45	
					(128,285,006)	
		組入時価比率：	3.1%		3.3%	
	オフショア元	CHINA GOVT2.68%MAY30INBK		19,000,000.00	19,904,020.00	
		CHINA GOVT2.85%JUN27INBK		7,300,000.00	7,515,715.00	
		CHINA GOVT3.27%NOV30INBK		16,500,000.00	17,970,480.00	
		CHINA GOVT3.81%SEP50INBK		8,000,000.00	10,679,840.00	
		CHINAGOVT2.04%NOV34 INBK		500,000.00	507,425.00	
		CHINAGOVT2.27%MAY34 INBK		14,000,000.00	14,546,840.00	
		CHINAGOVT2.64%JAN28 INBK		17,000,000.00	17,487,560.00	
		CHINAGOVT2.67%MAY33 INBK		3,110,000.00	3,300,207.60	
		CHINAGOVT3.12%OCT52 INBK		1,700,000.00	2,066,911.00	
		CHINAGOVT3.53%OCT51 INBK		4,000,000.00	5,160,680.00	
	計	銘柄数：	10	91,110,000.00	99,139,678.60	
					(2,003,702,130)	
		組入時価比率：	48.4%		50.9%	
	小計				3,930,627,836	
					(3,930,627,836)	
	合計				3,930,627,836	
					(3,930,627,836)	

（注）各通貨計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注）小計・合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」
に開示しておりますので、記載を省略しております。

「ＧＩＭ・ＢＲＩＣＳ５・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(2024年３月11日現在)	(2025年３月11日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		72,854,120	438,220,983
金銭信託		4,999,566	-
コール・ローン		-	7,936,783
株式		21,703,169,435	21,345,682,394
派生商品評価勘定		1,063,386	847,334
未収入金		170,362,133	176,885,038
未収配当金		55,981,508	68,345,715
未収利息		-	76
流動資産合計		22,008,430,148	22,037,918,323
資産合計		22,008,430,148	22,037,918,323
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,056,524	828,201
未払金		160,709,650	345,409,374
未払解約金		62,911,411	15,912,840
流動負債合計		224,677,585	362,150,415
負債合計		224,677,585	362,150,415
純資産の部			
元本等			
元本	1	5,366,753,102	4,838,182,229
剰余金			
剰余金又は欠損金（　）		16,416,999,461	16,837,585,679
元本等合計		21,783,752,563	21,675,767,908
純資産合計		21,783,752,563	21,675,767,908
負債純資産合計		22,008,430,148	22,037,918,323

（注）「ＧＩＭ・ＢＲＩＣＳ５・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年１月21日から翌年１月20日まで（計算期間終了日が休業日の場合は、その翌営業日まで）であり、当ファンドの計算期間と異なります。

(２) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1．有価証券の評価基準および評価方法	株式および投資証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条および第61条に従って処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2024年 3 月11日現在)	(2025年 3 月11日現在)
当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2024年 3 月11日現在)	(2025年 3 月11日現在)
1 期首元本額	6,174,348,332円	5,366,753,102円
期中追加設定元本額	36,087,523円	67,590,010円
期中解約元本額	843,682,753円	596,160,883円
元本の内訳（注）		
ＪＰＭ・ＢＲＩＣＳ５・ファンド	4,627,974,096円	4,167,207,802円
ＧＩＭ・ＢＲＩＣＳ５・ファンド（適格機関投資家転売制限付）	350,975,775円	370,704,643円
ＧＩＭ・ＢＲＩＣＳ５・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	225,103,564円	197,052,063円
ＪＰＭ新興国毎月決算ファンド	159,568,735円	100,086,789円
ＪＰＭ新興国年 1 回決算ファンド	3,130,932円	3,130,932円
合 計	5,366,753,102円	4,838,182,229円
受益権の総数	5,366,753,102口	4,838,182,229口
1 口当たりの純資産額	4.0590円	4.4801円
（1 万口当たりの純資産額）	（40,590円）	（44,801円）

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、株式、投資証券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)当ファンドは、運用の一部または全部について外部委託をしております。運用商品部門は外部委託先が適切に運用業務を行っているか継続的にモニタリングします。運用商品部門はその結果重大な問題があると判断する場合は、リスク管理を担当する部署が主催し、リスク管理上の重要な事項について決議または審議を行う委員会に報告し、対応を協議します。また運用商品部門は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、同委員会に報告します。

金融商品の時価等に関する事項

	(2024年3月11日現在)	(2025年3月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2024年3月11日現在)	(2025年3月11日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	211,108,371	1,019,489,561
合計	211,108,371	1,019,489,561

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	（2024年3月11日現在）				（2025年3月11日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 買建								
	アメリカドル	64,118,404	-	63,061,880	1,056,524	174,906,770	-	174,078,569	828,201
	売建								
	アメリカドル	13,814,397	-	13,807,258	7,139	-	-	-	-
	ブラジルレアル	64,118,404	-	63,062,157	1,056,247	-	-	-	-
	香港ドル	-	-	-	-	174,906,770	-	174,059,436	847,334
合計		142,051,205	-	139,931,295	6,862	349,813,540	-	348,138,005	19,133

（注）１．為替予約の時価の算定方法

（１）対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

（２）対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

２．換算において円未満の端数は切り捨てております。

３．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表（2025年3月11日現在）

（イ）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
アメリカドル	GAZPROM PJSC	1,939,472	-	-	
	LUKOIL PJSC	176,491	-	-	
	NOVATEK PJSC	302,560	-	-	
	ROSNEFT OIL COMPANY PJSC	240,689	-	-	
	MAGNITOGORSK IRON&STEEL WORKS PJSC	997,959	-	-	
	MMC NORILSK NICKEL PJSC	1,526,200	-	-	
	MMC NORILSK NICKEL PJSC-ADR	4	-	-	
	SEVERSTAL PAO-GDR REG S	189,043	-	-	
	GENPACT LIMITED	31,245	50.22	1,569,123.90	
	FULL TRUCK ALLIANCE CO LTD-ADR	38,537	12.19	469,766.03	
	JD COM INC-ADR	12,624	40.64	513,039.36	
	MERCADOLIBRE INC	1,625	1,944.61	3,159,991.25	
	PINDUODUO INC-ADR	17,712	115.63	2,048,038.56	
	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISLANDS-A	249,875	10.12	2,528,735.00	
	KE HOLDINGS INC-ADR	28,158	22.47	632,710.26	
小計	銘柄数：	15		10,921,404.36	
				(1,601,951,591)	
	組入時価比率：	7.4%		7.5%	
ブラジルレアル	PETROLEO BRASILEIRO SA-PETROBRAS-PR	858,166	34.62	29,709,706.92	
	VALE SA	102,745	53.99	5,547,202.55	

	WEG SA	245,262	47.68	11,694,092.16	
	LOJAS RENNER SA	569,162	11.86	6,750,261.32	
	RAIA DROGASIL SA	543,259	17.83	9,686,307.97	
	BANCO DO BRASIL SA	592,885	27.97	16,582,993.45	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	130,649	32.89	4,297,045.61	
	ITAUSA SA	4,049,374	8.96	36,282,391.04	
	ITAUSA SA-RTS	55,746	2.30	128,215.80	
	B3 SA-BRAZIL BOLSA BALCAO	1,114,572	10.47	11,669,568.84	
	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	315,682	31.88	10,063,942.16	
	PORTO SEGURO SA	141,795	37.40	5,303,133.00	
	TELEFONICA BRASIL SA	90,915	49.89	4,535,749.35	
小計	銘柄数：	13		152,250,610.17	
				(3,812,766,355)	
	組入時価比率：	17.6%		17.9%	
香港ドル	PETROCHINA COMPANY LIMITED-H	1,376,000	5.85	8,049,600.00	
	ZIJIN MINING GROUP COMPANY LIMITED-H	408,000	16.14	6,585,120.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	42,000	101.40	4,258,800.00	
	ZTO EXPRESS CAYMAN INC	26,500	158.50	4,200,250.00	
	BYD COMPANY LIMITED-H	25,000	345.60	8,640,000.00	
	FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD-H	97,200	54.35	5,282,820.00	
	HAIER SMART HOME CO LTD-H	188,800	25.70	4,852,160.00	
	H WORLD GROUP LIMITED	219,700	28.85	6,338,345.00	
	MEITUAN-CLASS B	73,400	174.90	12,837,660.00	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	20,700	385.00	7,969,500.00	
	NETEASE INC	77,200	161.80	12,490,960.00	
	TENCENT HOLDINGS LIMITED	139,100	516.50	71,845,150.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	349,404	134.50	46,994,838.00	
	NONGFU SPRING CO LTD-H	32,000	36.45	1,166,400.00	
	CHINA CITIC BANK CORPORATION LIMITED-H	605,000	5.84	3,533,200.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	3,077,000	6.69	20,585,130.00	
	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD- H	372,000	47.20	17,558,400.00	
	HSBC HOLDINGS PLC	84,000	88.05	7,396,200.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	8,300	352.60	2,926,580.00	
	AIA GROUP LTD	76,600	62.80	4,810,480.00	
	PING AN INSURANCE GROUP COMP OF CHINA-H	228,000	48.25	11,001,000.00	
	XIAOMI CORPORATION-CLASS B	271,200	52.85	14,332,920.00	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	65,100	52.60	3,424,260.00	
小計	銘柄数：	23		287,079,773.00	
				(5,420,066,114)	
	組入時価比率：	25.0%		25.4%	
インドルピー	RELIANCE INDUSTRIES LTD	271,230	1,238.40	335,891,232.00	
	HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	74,380	689.15	51,258,977.00	
	SUPREME INDUSTRIES LIMITED	7,984	3,319.45	26,502,488.80	
	TATA STEEL LTD	382,927	151.05	57,841,123.35	
	ULTRA TECH CEMENT LTD	7,889	10,520.10	82,993,068.90	
	BLUE STAR LTD	29,641	2,082.55	61,728,864.55	
	HAVELLS INDIA LTD	27,392	1,469.10	40,241,587.20	
	BAJAJ AUTO LIMITED	7,407	7,383.40	54,688,843.80	
	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	67,762	2,702.60	183,133,581.20	
	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	7,480	11,586.05	86,663,654.00	
	ITC LIMITED	278,992	405.00	112,991,760.00	
	GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	79,642	1,044.00	83,146,248.00	
	BIOCON LTD	191,908	328.15	62,974,610.20	
	SYNGENE INTERNATIONAL LTD	41,702	677.65	28,259,360.30	
	AXIS BANK LIMITED	127,594	1,035.85	132,168,244.90	
	HDFC BANK LTD	172,113	1,687.50	290,440,687.50	
	ICICI BANK LIMITED	287,301	1,214.85	349,027,619.85	

	KOTAK MAHINDRA BANK LIMITED	90,552	1,921.75	174,018,306.00	
	BAJAJ FINANCE LTD	8,030	8,342.60	66,991,078.00	
	RURAL ELECTRIFICATION CORPORATION LTD	139,798	394.20	55,108,371.60	
	SHRIRAM FINANCE LIMITED	139,573	625.60	87,316,868.80	
	ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE CO LTD	19,067	1,699.60	32,406,273.20	
	MAX FINANCIAL SERVICES LTD	52,880	1,039.90	54,989,912.00	
	COFORGE LIMITED	10,545	7,534.55	79,451,829.75	
	HEXAWARE TECHNOLOGIES LTD	59,710	778.95	46,511,104.50	
	INFOSYS LIMITED	152,535	1,701.45	259,530,675.75	
	BHARTI AIRTEL LIMITED	47,175	1,630.95	76,940,066.25	
小計	銘柄数：	27		2,973,216,437.40	
				(5,024,735,779)	
	組入時価比率：	23.2%		23.5%	
南アフリカランド	GOLD FIELDS LIMITED	193,840	365.57	70,862,088.80	
	BIDVEST GROUP LIMITED	154,675	239.00	36,967,325.00	
	NASPERS LIMITED-N SHS	23,539	4,615.67	108,648,256.13	
	BID CORP LTD	89,406	435.94	38,975,651.64	
	CLICKS GROUP LTD	175,572	342.46	60,126,387.12	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	157,890	275.51	43,500,273.90	
	ABSA GROUP LIMITED	346,118	188.35	65,191,325.30	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LIMITED	15,163	2,997.08	45,444,724.04	
	FIRSTRAND LTD	822,084	73.97	60,809,553.48	
	DISCOVERY LIMITED	132,080	196.90	26,006,552.00	
	SANLAM LIMITED	460,718	83.07	38,271,844.26	
小計	銘柄数：	11		594,803,981.67	
				(4,752,483,813)	
	組入時価比率：	21.9%		22.3%	
オフショア元	BAOSHAN IRON & STEEL CO LTD-A	464,000	7.38	3,424,320.00	
	GANFENG LITHIUM GROUP CO LTD-A	94,400	36.61	3,455,984.00	
	CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY CO LIM-A	25,000	256.50	6,412,500.00	
	MIDEA GROUP CO LTD-A	114,700	71.07	8,151,729.00	
	INNER MONGOLIA YILI INDUSTRIAL GROUP C-A	117,000	27.37	3,202,290.00	
	JIANGSU HENGRUI PHARMACEUTICALS CO LTD-A	71,440	45.49	3,249,805.60	
	HUATAI SECURITIES CO LTD-A	187,900	17.47	3,282,613.00	
	CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A	189,000	27.10	5,121,900.00	
小計	銘柄数：	8		36,301,141.60	
				(733,678,742)	
	組入時価比率：	3.4%		3.4%	
合計				21,345,682,394	
				(21,345,682,394)	

（注）各通貨計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

（ロ）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2025年４月10日現在）

種類	金額	単位
資産総額	62,609,071	円
負債総額	110,522	円
純資産総額(-)	62,498,549	円
発行済口数	46,225,487	口
１口当たり純資産額(/)	1.3520	円

（参考）G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（2025年４月10日現在）

種類	金額	単位
資産総額	4,115,407,259	円
負債総額	36,267,011	円
純資産総額(-)	4,079,140,248	円
発行済口数	1,835,135,207	口
１口当たり純資産額(/)	2.2228	円

（参考）G I M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（2025年４月10日現在）

種類	金額	単位
資産総額	20,804,727,082	円
負債総額	416,933,931	円
純資産総額(-)	20,387,793,151	円
発行済口数	4,790,584,119	口
１口当たり純資産額(/)	4.2558	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１ 名義書換

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されますので、名義書換手続はありませんが、その譲渡は以下の手続により行われます。

- （１）受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- （２）前記（１）の申請があった場合には、前記（１）の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記（１）の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- （３）前記（１）の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

２ 受益者に対する特典

ありません。

３ 受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益権には、譲渡制限はありません。なお、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

４ その他内国投資信託受益証券事務の概要

（１）受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（２）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（３）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

資本金の額（2025年４月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

会社の意思決定機構

取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

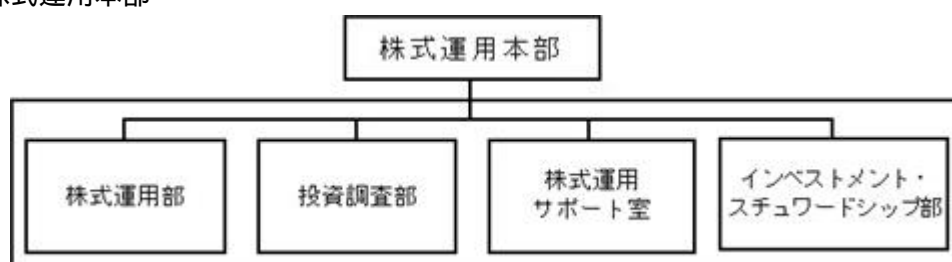
取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することを以下の機関に委任しています。

- （イ）業務執行にかかる重要な事項（リスク管理に関する事項を除きます。）：経営委員会
- （ロ）リスク管理上の重要な事項：ビジネス・コントロール・コミッティ

投資運用の意思決定機構

（イ）株式運用本部



- （a）株式運用本部は、株式運用部、投資調査部、株式運用サポート室およびインベストメント・スチュワードシップ部で構成されます。
- （b）株式運用部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議の開催による運用戦略の方向性の決定等により投資判断を行います。なお、投資調査部のアナリストとの議論を通じ投資判断の際の参考とします。また、同部が行う国内外の株式の運用や海外関係会社に運用を委託している株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- （c）投資調査部に所属するアナリストは主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。
- （d）株式運用サポート室は、運用実績の分析を行い、前記（b）の株式運用部にその結果を提供します。
- （e）インベストメント・スチュワードシップ部は、以下の業務を行います。
 - １．スチュワードシップ活動（企業とのエンゲージメント、議決権行使等）を統括します。
 - ２．スチュワードシップ活動に関して、株式運用部、投資調査部への助言、サポートを行います。
 - ３．スチュワードシップ活動に関して、「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループの海外拠点との連携を行います。

（ロ）前記（イ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行います。

（注）前記（イ）および（ロ）の意思決定機構、組織名称等は、2025年４月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、2025年４月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	48	783,524
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	74	5,115,859
総合計	122	5,899,383
親投資信託	41	-

（注）百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

１．委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

また、第35期中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づきPwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第33期 (2023年 3 月31日)	第34期 (2024年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,854,232	16,673,933
前払費用	10,057	10,082
未収入金	1,077	1,603
未収委託者報酬	1,906,906	1,987,338
未収収益	1,148,869	3,061,883
関係会社短期貸付金	100,000	-
その他	280	15,682
流動資産合計	21,021,423	21,750,524
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	60,000	60,000
投資有価証券	548,702	681,717
敷金保証金	33,657	37,171
前払年金費用	212,429	228,037
繰延税金資産	877,589	1,039,201
その他	5,500	5,500
投資その他の資産合計	1,737,878	2,051,627
固定資産合計	1,737,878	2,051,627
資産合計	22,759,301	23,802,152

（単位：千円）

	第33期 (2023年 3 月31日)	第34期 (2024年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	172,530	213,331
未払金	1,496,536	2,978,383
未払手数料	859,337	906,271
その他未払金	637,198	2,072,111
未払費用	159,983	132,370
未払法人税等	331,240	1,292,546
賞与引当金	867,476	1,173,672
役員賞与引当金	53,851	97,026
流動負債合計	3,081,619	5,887,331
固定負債		
長期未払金	234,648	242,772
賞与引当金	729,216	789,791
役員賞与引当金	114,927	140,155
固定負債合計	1,078,793	1,172,719
負債合計	4,160,412	7,060,050
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,218,000	2,218,000
資本剰余金		
資本準備金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金合計	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金	33,676	33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	15,347,039	13,490,425
利益剰余金合計	15,380,716	13,524,101
株主資本合計	18,598,716	16,742,101
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	173	-
評価・換算差額等合計	173	-
純資産合計	18,598,889	16,742,101
負債・純資産合計	22,759,301	23,802,152

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第33期 （自2022年４月１日 至2023年３月31日）	第34期 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	10,324,813	10,499,412
運用受託報酬	7,542,468	10,370,840
業務受託報酬	2,566,610	2,744,580
その他営業収益	240,482	277,179
営業収益合計	20,674,375	23,892,013
営業費用		
支払手数料	5,189,809	5,192,430
広告宣伝費	146,804	102,192
調査費	1,909,927	3,404,975
委託調査費	1,562,850	3,023,575
調査費	333,567	377,411
図書費	13,508	3,988
委託計算費	256,679	269,987
営業雑経費	161,211	133,374
通信費	12,491	6,615
印刷費	109,847	96,034
協会費	38,873	30,724
営業費用合計	7,664,433	9,102,961
一般管理費		
給料	5,188,544	5,707,205
役員報酬及び賞与	321,404	338,638
給料・手当	3,037,732	2,999,251
賞与	1,012,802	1,127,025
賞与引当金繰入額	750,056	1,172,792
役員賞与引当金繰入額	66,548	69,497
福利厚生費	376,603	387,162
交際費	7,936	9,346
寄付金	10,261	456
旅費交通費	96,976	140,310
租税公課	135,661	171,364
不動産関連費用	1,097,659	879,560
退職給付費用	202,450	215,497
退職金	133,286	91,987
消耗器具備品費	19,816	7,934
事務委託費	183,364	221,828
関係会社等配賦経費	2,394,646	2,431,843
減価償却費	294	-
諸経費	79,798	71,029
一般管理費合計	9,927,302	10,335,527
営業利益	3,082,640	4,453,525

（単位：千円）

	第33期 （自2022年４月１日 至2023年３月31日）	第34期 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）
営業外収益		
受取配当金	1 25	250,008
投資有価証券売却益	33	544
受取利息	1 2,269	92
その他営業外収益	29,202	32,909
営業外収益合計	31,530	283,554
営業外費用		
投資有価証券売却損	284,331	178
為替差損	179,805	57,620
その他営業外費用	187	89
営業外費用合計	464,324	57,887
経常利益	2,649,846	4,679,192
税引前当期純利益	2,649,846	4,679,192
法人税、住民税及び事業税	1,015,667	1,697,341
法人税等調整額	37,516	161,534
法人税等合計	978,151	1,535,806
当期純利益	1,671,695	3,143,385

（３）【株主資本等変動計算書】

第33期（自2022年４月１日 至2023年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	16,475,344	16,509,020	19,727,020
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	2,800,000	2,800,000	2,800,000
当期純利益	-	-	-	-	1,671,695	1,671,695	1,671,695
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	1,128,304	1,128,304	1,128,304
当期末残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	15,347,039	15,380,716	18,598,716

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	117,348	117,348	19,609,672
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	2,800,000
当期純利益	-	-	1,671,695
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	117,521	117,521	117,521
当期変動額合計	117,521	117,521	1,010,782
当期末残高	173	173	18,598,889

第34期（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	15,347,039	15,380,716	18,598,716
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	5,000,000	5,000,000	5,000,000
当期純利益	-	-	-	-	3,143,385	3,143,385	3,143,385
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	1,856,614	1,856,614	1,856,614
当期末残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	13,490,425	13,524,101	16,742,101

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	173	173	18,598,889
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	5,000,000
当期純利益	-	-	3,143,385
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	173	173	173
当期変動額合計	173	173	1,856,787
当期末残高	-	-	16,742,101

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（２）其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

３．収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬：当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬：当該報酬は対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

業務受託報酬およびその他営業収益：グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で算定し、当該報酬は当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当事業年度の財務諸表等の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表等に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表関係）

関係会社に対する資産及び負債

第33期 (2023年3月31日)	第34期 (2024年3月31日)
関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。	関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。

（損益計算書関係）

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第33期 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	第34期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
関係会社からの受取利息	2,269千円	92千円
関係会社からの受取配当金	- 千円	250,000千円

（株主資本等変動計算書関係）

第33期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

2．配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,800,000	49,764	2022年3月31日	2022年6月28日

第34期（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

２．配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2023年６月27日 定時株主総会	普通株式	5,000,000	88,865	2023年３月31日	2023年６月28日

（リース取引関係）

第33期 （自2022年４月１日 至2023年３月31日）		第34期 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料は以下のとおりであり ます。		オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料は以下のとおりであり ます。	
１年以内	1,859千円	１年以内	1,651千円
１年超	4,493千円	１年超	2,340千円
合計	6,352千円	合計	3,991千円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

自社が設定する投資信託やグループ会社が運用する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合に、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。

当社は、営業活動援助のため、子会社であるJPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッドへの短期貸付を行っております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行により分別管理されている信託財産から回収され、一般債権とは異なり、信用リスクは極めて低いと認識しております。海外グループ会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に３ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが６ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

関係会社に対し短期貸付を行っており、関係会社短期貸付金は貸出先の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、３ヶ月の期日であり、金利の変動リスクは僅少です。

投資有価証券のうち、上述のシードキャピタルは、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金保証金は建物等の賃貸契約に関連する保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外グループ会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

関係会社短期貸付金は、子会社であるJPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッドの営業活動から得られるキャッシュ・フローをモニタリングしており、貸倒や回収遅延の懸念はほぼないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、「市場価格のない株式等」は次表には含めておりません（（注２）参照）。

第33期（2023年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期未払金	234,648	234,648	-
負債計	234,648	234,648	-

（注１）時価と貸借対照表計上額との差額の表への記載を省略しているものとその理由

資産

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収収益」「関係会社短期貸付金」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

負債

「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

（注２）市場価格のない株式等

下記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格のない株式等と認められるため、上表に含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	544,463

第34期（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期未払金	242,772	242,772	-
負債計	242,772	242,772	-

（注１）時価と貸借対照表計上額との差額の表への記載を省略しているものとその理由

資産

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収収益」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

負債

「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

（注２）市場価格のない株式等

下記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格のない株式等と認められるため、上表に含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	681,717

（２）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（３）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品以外の金融商品

第33期（2023年3月31日）

（単位：千円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期未払金	-	234,648	-	234,648
負債計	-	234,648	-	234,648

第34期（2024年3月31日）

（単位：千円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期未払金	-	242,772	-	242,772
負債計	-	242,772	-	242,772

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「長期未払金」

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル２の時価に分類してしております。

３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	17,854,232	-	-	-
未収委託者報酬	1,906,906	-	-	-
未収収益	1,148,869	-	-	-
関係会社短期貸付金	100,000	-	-	-
合計	21,010,008	-	-	-

第34期（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	16,673,933	-	-	-
未収委託者報酬	1,987,338	-	-	-
未収収益	3,061,883	-	-	-
合計	21,723,155	-	-	-

（有価証券関係）

１．関係会社株式

関係会社株式（第33期の貸借対照表計上額は60,000千円、第34期の貸借対照表計上額は60,000千円）については市場価格のない株式等と認められるため、記載しておりません。

２．その他有価証券

第33期（2023年3月31日）

投資有価証券（合同会社出資金）（貸借対照表計上額 544,463千円）については市場価格のない株式等と認められるため、次表には記載しておりません。

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	2,405	2,000	405
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他投資信託	1,833	1,989	155
合計		4,239	3,989	250

第34期（2024年3月31日）

投資有価証券（合同会社出資金）（貸借対照表計上額 681,717千円）については市場価格のない株式等と認められるため、記載しておりません。

３．当事業年度中に売却したその他有価証券

第33期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他投資信託	2,200,000	33	284,331

第34期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他投資信託	3,985	544	178

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型年金制度、及びキャッシュバランス型年金制度を採用しております。

２．キャッシュバランス型年金制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (2023年3月31日)	第34期 (2024年3月31日)
	(千円)	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,561,511	1,552,554
勤務費用	156,871	152,793
利息費用	7,808	17,854
数理計算上の差異の発生額	786	101,633
退職給付の支払額	172,850	95,278
退職給付債務の期末残高	1,552,554	1,729,556

（２）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (2023年3月31日)	第34期 (2024年3月31日)
	(千円)	(千円)
年金資産の期首残高	1,780,406	1,813,116
期待運用収益	5,341	9,972
数理計算上の差異の発生額	33,342	151,080
事業主からの拠出額	166,877	168,000
退職給付の支払額	172,850	95,278
年金資産の期末残高	1,813,116	2,046,891

（３）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第33期 (2023年3月31日)	第34期 (2024年3月31日)
	(千円)	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,552,554	1,729,556
年金資産	1,813,116	2,046,891
	260,562	317,334
未認識数理計算上の差異	48,133	89,297
未認識過去勤務費用	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	212,429	228,037
前払年金費用	212,429	228,037
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	212,429	228,037

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第33期 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	第34期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
	(千円)	(千円)
勤務費用	156,871	152,793
利息費用	7,808	17,854
期待運用収益	5,341	9,972
数理計算上の差異の費用処理額	15,657	8,283
過去勤務債務の費用処理額	-	-
その他(注1)	5,425	7,313
キャッシュバランス型年金制度に係る退職給付費用(注2)	149,106	159,705

(注1) その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。

(注2) 当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第33期 (2023年3月31日)	第34期 (2024年3月31日)
債券	29%	31%
現金及び預金等	71%	69%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	第33期 (2023年3月31日)	第34期 (2024年3月31日)
主要な数理計算上の計算基礎		
割引率	0.50%	1.15%
長期期待運用収益率	0.30%	0.55%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第33期事業年度53,343千円、第34期事業年度55,792千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (2023年3月31日)	第34期 (2024年3月31日)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
賞与引当金	473,755	585,906
未払費用	119,056	110,803
未払事業税	25,819	72,564
長期前払費用	119,205	119,206
減価償却超過額	204,658	220,363
その他	5,772	5,741
繰延税金資産小計	948,268	1,114,582
評価性引当額	5,556	5,556
繰延税金資産合計	942,712	1,109,026
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	65,122	69,825
繰延税金資産又は繰延税金負債（ ）の純額	877,589	1,039,201

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第33期 (2023年3月31日)	第34期 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.20%	3.89%
外国子会社配当等永久に益金に算入されない項目	-	1.64%
住民税等均等割	0.09%	0.05%
過年度法人税等	0.01%	0.12%
その他	0.00%	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.90%	32.82%

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

第33期（自2022年４月１日 至2023年３月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	10,324,813	7,511,402	2,566,610	240,482	20,643,309
成功報酬	-	31,066	-	-	31,066
合計	10,324,813	7,542,468	2,566,610	240,482	20,674,375

第34期（自2023年４月１日 至2024年３月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	10,499,412	9,138,462	2,744,580	277,179	22,659,635
成功報酬	-	1,232,378	-	-	1,232,378
合計	10,499,412	10,370,840	2,744,580	277,179	23,892,013

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第33期（自2022年４月１日 至2023年３月31日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	10,324,813	7,542,468	2,566,610	240,482	20,674,375

２．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	英国	その他	合計
11,669,935	3,217,990	5,786,449	20,674,375

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	3,196,350	資産運用業

第34期（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	10,499,412	10,370,840	2,744,580	277,179	23,892,013

２．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	英国	その他	合計
13,679,111	3,389,037	6,823,865	23,892,013

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	3,364,483	資産運用業

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

第33期（自2022年４月１日 至2023年３月31日）

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ＪＰモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー	米国 ニューヨーク	215,530 百万米ドル	持株会社	被所有 間接 100%	人件費の立替	-	-	未払金	438,743

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の役職員への賞与の支払いの一部はＪＰモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー（以下、「親会社」という。）により行われております。これらの費用は親会社より当社に請求されるものであり、未払いの金額については親会社に対する債務として処理しております。

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	JPMAMジャパン・ケイマン・ファン・ド・リミテッド	英国領 ケイマン諸島 グランドケイマン	3,500千円	外国投資信託の管理会社としての業務	所有 直接 100%	資金の貸借等及び役員の兼任	資金の貸付（注）	1,600,000	関係会社 短期貸付金	100,000
							資金の回収	2,500,000		
							受取利息	2,269	未収収益	1

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間３ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
最終的な親会社がある会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	24百万 ポンド	投資運用業	なし	投資の助言または投資一任	運用受託報酬	2,818,164	未収収益	239,199
							調査費	1,228,359	未払費用	71,549

（注１）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬及び調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

第34期（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ＪＰモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー	米国 ニューヨーク	240,253 百万米ドル	持株会社	被所有 間接 100%	人件費の立替	-	-	未払金	469,971

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の役職員への賞与の支払いの一部はＪＰモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー（以下、「親会社」という。）により行われております。これらの費用は親会社より当社に請求されるものであり、未払いの金額については親会社に対する債務として処理しております。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
最終的な親会社が同一である会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	24百万 ポンド	投資運用業	なし	投資運用再委託等	運用受託報酬	2,902,015	未収収益	276,530
							調査費	1,900,307	未払金	468,034
最終的な親会社が同一である会社	J.P. Morgan Investment Management Inc.	米国 ニューヨーク	4.5百万 米ドル	投資運用業	なし	投資運用再委託等	業務受託報酬	1,613,740	未収収益	172,783
							調査費	1,030,619	未払金	732,524

（注１）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬、業務受託報酬及び調査費に関しては、運用の再委託や業務委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約や業務委託契約を結んで行っております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

直接親会社　　ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

最終的な親会社　ＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニー（ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	第33期 (自2022年４月１日 至2023年３月31日)	第34期 (自2023年４月１日 至2024年３月31日)
１株当たり純資産額	330,558.77円	297,558.01円
１株当たり当期純利益	29,711.10円	55,867.51円

なお、当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

１株当たりの当期純利益の算定上の基礎

	第33期 (自2022年４月１日 至2023年３月31日)	第34期 (自2023年４月１日 至2024年３月31日)
損益計算書上の当期純利益	1,671,695千円	3,143,385千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	1,671,695千円	3,143,385千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	56,265株

（重要な後発事象に関する注記）

該当ありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第35期中間会計期間末

(2024年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	17,322,609
前払費用	73,950
未収入金	694
未収委託者報酬	2,206,542
未収収益	2,115,068
その他	6,811
流動資産合計	21,725,677

固定資産

投資その他の資産

関係会社株式	60,000
投資有価証券	721,785
敷金保証金	43,286
前払年金費用	247,151
繰延税金資産	1,361,352
その他	5,500

投資その他の資産合計	2,439,075
------------	-----------

固定資産合計	2,439,075
--------	-----------

資産合計	24,164,752
------	------------

(単位：千円)

第35期中間会計期間末

(2024年9月30日)

負債の部

流動負債

預り金 72,794

未払金 1,960,436

未払手数料 963,596

その他未払金 1 996,839

未払費用 471,384

未払法人税等 1,606,917

賞与引当金 2,129,564

役員賞与引当金 97,026

流動負債合計 6,338,123

固定負債

長期未払金 228,394

賞与引当金 1,027,582

役員賞与引当金 200,594

固定負債合計 1,456,571

負債合計

7,794,695

純資産の部

株主資本

資本金 2,218,000

資本剰余金

資本準備金 1,000,000

資本剰余金合計 1,000,000

利益剰余金

利益準備金 33,676

その他利益剰余金

繰越利益剰余金 13,118,380

利益剰余金合計 13,152,056

株主資本合計 16,370,056

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金 0

評価・換算差額等合計 0

純資産合計 16,370,057

負債・純資産合計 24,164,752

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第35期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)		
営業収益		
委託者報酬		5,463,102
運用受託報酬		5,163,392
投資助言報酬		1,831,821
業務受託報酬		1,493,425
その他営業収益		165,316
営業収益合計		14,117,058
営業費用		
支払手数料		2,654,046
調査費		1,597,756
その他営業費用		274,597
営業費用合計		4,526,401
一般管理費		6,033,233
営業利益		3,557,423
営業外収益	1	13,204
営業外費用	2	28,212
経常利益		3,542,415
税引前中間純利益		3,542,415
法人税、住民税及び事業税		1,536,611
法人税等調整額		322,151
法人税等合計		1,214,460
中間純利益		2,327,955

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（２）其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

３．収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬：当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬：当該報酬は対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

投資助言報酬：当該報酬は、対象顧客との契約に基づき、提供する投資アドバイスに対する固定報酬または運用資産に対する一定割合として算定し、契約期間にわたり収益として認識しております。

業務受託報酬およびその他営業収益：グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で算定し、当該報酬は当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬：投資一任および投資助言に関する成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークやその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。いずれの報酬も、契約に基づき支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

（表示方法の変更）

損益計算書関係

前事業年度において、「営業収益」の「運用受託報酬」に含まれていた投資助言報酬は、金額的重要性が増したため、当事業年度より「投資助言報酬」として掲記することとしております。

（中間貸借対照表関係）

第35期中間会計期間末 (2024年9月30日)	
1 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第35期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	
1 営業外収益のうち主要なもの 雑益	13,204千円
2 営業外費用のうち主要なもの 為替差損	20,726千円

（リース取引関係）

第35期中間会計期間末 （2024年9月30日）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	1,656千円
1年超	1,518千円
合計	3,174千円

（金融商品関係）

第35期中間会計期間末（2024年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、「市場価格のない株式等」は次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
長期末払金	228,394	228,394	-
負債計	228,394	228,394	-

（注1）時価と中間貸借対照表計上額との差額の表への記載を省略しているものとその理由

資産

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収収益」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

負債

「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

（注2）市場価格のない株式等

下記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格のない株式等と認められるため、上表に含めておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	721,774

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期未払金	-	228,394	-	228,394
負債計	-	228,394	-	228,394

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「長期未払金」

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第35期中間会計期間末（2024年9月30日）

１．関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格のない株式等と認められるものであることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

投資有価証券（合同会社出資金）（中間貸借対照表計上額 721,774千円）については市場価格のない株式等と認められるものであることから、記載しておりません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	5,463,102	5,163,392	452,442	1,493,425	165,316	12,737,679
成功報酬	-	-	1,379,378	-	-	1,379,378
合計	5,463,102	5,163,392	1,831,821	1,493,425	165,316	14,117,058

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第35期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	5,463,102	5,163,392	1,831,821	1,493,425	165,316	14,117,058

２．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	英国	その他	合計
8,265,082	1,773,591	4,078,384	14,117,058

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	1,762,458	資産運用業

（１株当たり情報）

第35期中間会計期間 （自2024年４月１日 至2024年９月30日）	
１株当たり純資産額	290,945.65円
１株当たり中間純利益金額	41,374.83円
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
１株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	2,327,955千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	2,327,955千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為を行うことが禁止されています。

- （１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- （４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （５）前記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

- （１）定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

- （２）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名 称 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円（2024年３月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称 ：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

事業の内容 ：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

	名 称	資本金の額 (2024年３月末現在)	事業の内容
1	株式会社ＳＢＩ証券	54,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	楽天証券株式会社	19,495百万円 (2023年12月15日現在)	同 上
3	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（３）当ファンドの運用委託先の会社

名 称	資本金の額 (2024年３月末現在)	事業の内容
ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド	24百万ポンド	投資運用業務および投資顧問業務を行っています。

(４) マザーファンドの運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
1	J．P．モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	450万米ドル	投資運用業務および投資顧問業務を行っています。
2	J Pモルガン・アセット・マネジメント（U K）リミテッド	24百万ポンド	同 上

2【関係業務の概要】

(１) 受託会社

当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

(２) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

(３) 当ファンドの運用委託先の会社

委託会社から当ファンドにおける各マザーファンドの受益証券への投資比率を決定する権限の委託を受け、当該投資比率を決定します。

(４) マザーファンドの運用委託先の会社

J．P．モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（投資顧問会社）

新興国債券マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当該マザーファンドの運用指図を行います。

J Pモルガン・アセット・マネジメント（U K）リミテッド（投資顧問会社）

B R I C S 5 株式マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当該マザーファンドの運用指図を行います。

3【資本関係】

受託会社、販売会社、当ファンドの運用委託先の会社および各マザーファンドの運用委託先の会社との間に直接的な資本関係はありません。

第3【その他】

(１) 交付目論見書および請求目論見書は、以下の記載をすることがあります。なお、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

交付目論見書および請求目論見書の表紙または裏表紙に図案、委託会社のロゴおよび管理番号等を記載することがあります。

交付目論見書および請求目論見書の表紙に、使用開始年月を記載することがあります。

交付目論見書および請求目論見書の表紙に、使用開始年月日を記載します。

- （２）交付目論見書の表紙、表紙裏または手続・手数料等お申込みメモに、以下の項目について記載します。

委託会社の照会先（電話番号および受付時間、ホームページアドレス）。

当ファンドの課税上の取扱い。

当ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できる旨。

金融商品取引法第15条第３項に基づき、投資者の請求により交付される請求目論見書は、委託会社のホームページに掲載されており、当ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されている旨。

交付目論見書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨。

当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。

「ご購入に際しては、交付目論見書の内容を十分にお読みください。」という旨。

- （３）請求目論見書の表紙または表紙の次に、以下の項目について記載します。

請求目論見書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、有価証券届出書 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」および第三部「委託会社等の情報 第１委託会社等の概況」の内容を記載した、金融商品取引法第15条第３項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨。

当ファンドの課税上の取扱い。

- （４）請求目論見書は、以下の項目について記載します。

投資信託約款の全文を請求目論見書に記載します。なお、請求目論見書の記載項目と重複する項目については、投資信託約款を参照すべき旨を記載することで、届出書の内容の記載に代えることがあります。

請求目論見書に記載された用語の一部を解説し、「基本用語の解説」として記載します。

- （５）交付目論見書に記載する運用実績は、データを適時更新することがあります。

独立監査人の監査報告書

2024年6月6日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光 夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の2024年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年 5 月23日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 高 見 昂 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＪＰＭ新興国年１回決算ファンドの2024年３月12日から2025年３月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰＭ新興国年１回決算ファンドの2025年３月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2024年12月 5 日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 高 見 昂 平
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の2024年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。